

1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように

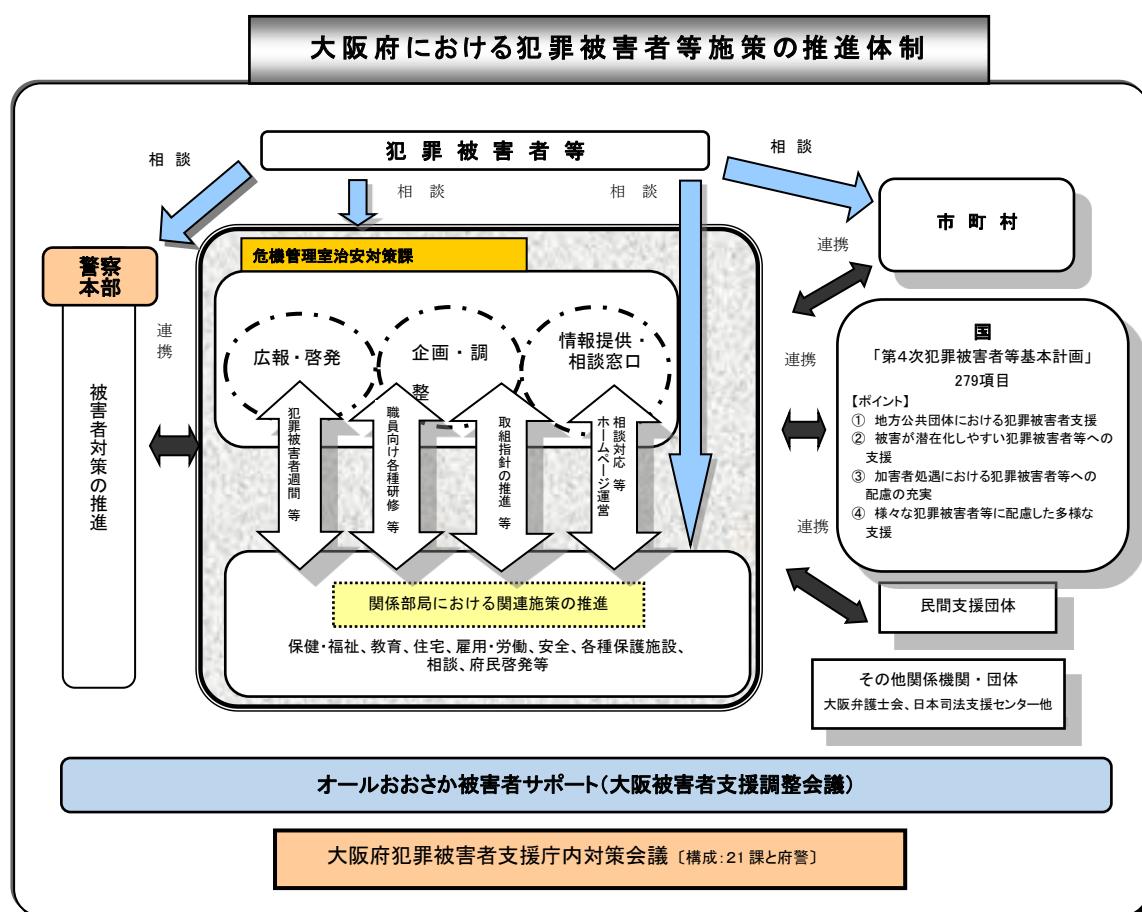
a 相談及び情報の提供等

大阪府における「総合的対応窓口」

危機管理室治安対策課を大阪府知事部局等における「総合的対応窓口」とし、情報提供、企画・調整、広報啓発等の業務を実施しています。

＜主な業務＞

- (1) 犯罪被害者等に対する情報提供
- (2) 支援のための関係機関・団体等との総合的な調整
- (3) 犯罪被害者等を支える社会づくりに向けた広報・啓発
- (4) 「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」の推進 他



＜総合的対応窓口＞

名 称	電話番号等	受付時間
大阪府 危機管理室治安対策課 支援推進グループ	電話 06-6944-7506 (直通) FAX 06-6944-6649 メールアドレス chiantaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp	9:00~18:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)

【担当課】危機管理室 治安対策課

府内市町村における総合的対応窓口一覧

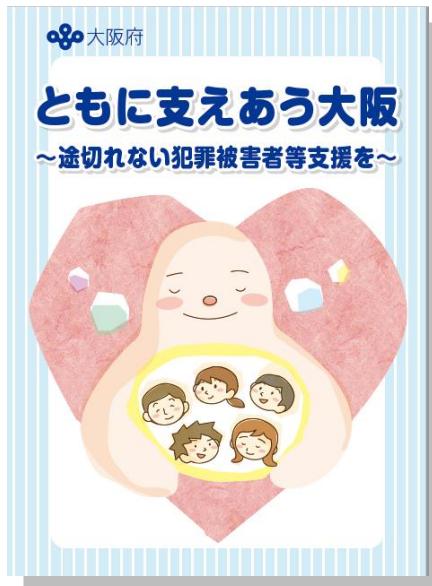
※「総合的対応窓口」では、犯罪被害により生じた生活上の
お困りごとなどの相談をお受けしています。
お住いの市町村の窓口に、まずはご相談ください。

市町村	担当室・課	電話番号
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	06-6208-7489
堺市	市民人権局市民生活部 市民協働課	072-228-7405
岸和田市	市民環境部人権・男女共同参画課	072-429-9833
豊中市	人権政策課人権平和センター豊中	06-6841-1313
池田市	総合政策部危機管理課	072-754-6263
吹田市	市民部 人権政策室	06-6384-1513
泉大津市	市長公室人権くらしの相談課	0725-33-1131
高槻市	人権・男女共同参画課	072-674-7575
貝塚市	健康福祉部市民相談室	072-433-7085
守口市	市民生活部人権市民相談課	06-6992-1512
枚方市	市長公室人権政策課	072-841-1259
茨木市	市民文化部人権・男女共生課	072-620-1640
八尾市	危機管理課	072-924-3817
泉佐野市	市民協働部人権推進課	072-463-1212
富田林市	市民人権部人権・市民協働課	0721-25-1000(内線474)
寝屋川市	危機管理部監察課	072-812-2246
河内長野市	自治安全部危機管理課	0721-53-1111
松原市	市民協働部人権交流室	072-337-3101
大東市	市民生活部人権室	072-870-0441
和泉市	総務部人権・男女参画室	0725-99-8115
箕面市	人権文化部人権施策室	072-724-6720
柏原市	市民部人権推進課	072-972-6100
羽曳野市	市民人権部人権推進課	072-947-3607
門真市	市民文化部人権市民相談課	06-6902-6079
摂津市	総務部防災危機管理課	06-6383-1133
高石市	総務部人権・生活相談課	072-275-6279
藤井寺市	市民生活部 協働人権課	072-939-1059
東大阪市	市長公室広報広聴室市政情報相談課	06-4309-3123
泉南市	福祉保険部生活福祉課	072-483-3473
四條畷市	市民生活部人権・市民相談課／市人権協会(人権・市民相談課内)	072-803-7355
交野市	総務部人権と暮らしの相談課	072-817-0997
大阪狭山市	市民生活部広報広聴・人権啓発グループ	072-366-0011
阪南市	総務部人権推進課	072-489-4505
島本町	総合政策部人権文化センター	075-962-4402
豊能町	生活福祉部住民人権課	072-739-3402
能勢町	総務部総務課	072-734-0479
忠岡町	産業住民部住民人権課	0725-22-1122
熊取町	総務部人権・女性活躍推進課	072-452-1004
田尻町	総務部安全安心まちづくり推進局	072-466-5009
岬町	総務部 人権推進課	072-492-2773
太子町	政策総務部住民人権課	0721-98-5515
河南町	住民部人権男女共同社会室	0721-93-2500
千早赤阪村	住民課	0721-26-7116

犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供

府民の方々に犯罪被害について考えていただくため、被害者参加制度等の情報を盛り込んだパンフレットを作成し、各種啓発事業等において配布しています。

- ・パンフレット「ともに支えあう大阪」



【担当課】危機管理室 治安対策課

「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信

大阪府犯罪被害者支援ホームページを開設し、相談窓口等の情報や支援団体等に関する情報等を提供しています。

＜掲載内容＞

- ・施策情報（「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」等）
 - ・犯罪被害者等に関する講演、シンポジウムの内容紹介
 - ・相談窓口、民間支援団体・被害者団体等のリンク集
- 他

＜掲載場所＞

- ・大阪府ホームページ トップ → 組織から探す → 危機管理監／治安対策課
- 治安対策課の事業ページ → 犯罪被害者等支援の取組

＜アドレス＞ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/torikumi/index.html>



【担当課】危機管理室 治安対策課

子ども・青少年（虐待、子どもの悩み 等）

大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施

子どもに関する問題について、家庭等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、保護が必要な児童を里親委託したり、施設入所させることなどにより、児童の権利擁護、健全育成を図っています。

＜相談の内容＞

- ・家庭での子どもの養育についての相談、子どもの発達や障がい、子どもの不登校や性格行動面等についての相談
(例) ・家族が長期に入院する間、子どもを育てることができないので、里親や施設に預かってほしい。
・近所の子どもが虐待を受けているのではないか。

＜相談担当者＞

- ・児童福祉司(ケースワーカー)、児童心理司 等

参考＜大阪府子ども家庭センター(児童相談所)＞

- ・大阪府内(大阪市・堺市を除く)に6か所設置し、子どもと家庭に関する相談に応じています。
(大阪市と堺市は、それぞれ大阪市中央こども相談センター、大阪市北部こども相談センター、大阪市南部こども相談センター、堺市子ども相談所を設置)
※ 福祉事務所未設置の町村における生活保護の相談を行っています。
※ DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能を設置しています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

子ども専用電話相談の実施

子どもが24時間・365日いつでも相談できるよう、「子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置しています。

＜子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル＞ 0120-7285-25

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理

＜受理時間・電話番号等＞

- ①24時間・365日 児童相談所虐待対応ダイヤル『189』 お近くの地域の子ども家庭センターにつながります。なお、子ども家庭センターの電話番号等は次頁の一覧のとおり
- ②17:45から翌朝9:00まで、土・日・祝日・年末年始
・夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

※通告の内容により、必要に応じて子ども家庭センター職員等が児童の安全確認等を実施します。
※市町村も児童虐待通告の窓口になっています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

＜大阪府子ども家庭センター一覧＞

居住の市町村	担当センター	所在地[最寄駅]	電話番号・FAX 番号	虐待通告電話
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪府中央 子ども家庭センター	寝屋川市八坂町 28-5 [京阪本線 寝屋川市駅]	TEL (072) 828-0161 FAX (072) 828-5319	
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	大阪府箕面 子ども家庭センター	箕面市船場西3-8-22 [北大阪急行線 箕面船場 阪大前駅]	TEL (072) 739-6170 FAX (072) 739-6172	
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	大阪府吹田 子ども家庭センター	吹田市出口町 19-3 [阪急千里線 吹田駅]	TEL (06) 6389-3526 FAX (06) 6369-1736	①24 時間・365 日 児童相談所虐待対 応ダイヤル『189』
八尾市、柏原市、東大阪市	大阪府東大阪 子ども家庭センター	東大阪市永和1-7-4 [近鉄奈良線 河内永和駅]	TEL (06) 6721-1966 FAX (06) 6720-3411	②17:45 から翌朝 9:00まで、土・日・ 祝日・年末年始 夜間休日虐待通告 専用電話 (072)295-8737
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	大阪府富田林 子ども家庭センター	富田林市寿町2-6-1 (大阪府南河内 府民センタービル内) [近鉄長野線 富田林西口駅]	TEL(0721) 25-1131(代) FAX (0721) 25-1173	
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府貝塚 子ども家庭センター	貝塚市畠中1-17-2 [水間鉄道 貝塚市役所前 駅]	TEL (072) 430-6300 FAX (072) 430-6301	

※参考

		所在地	電話番号・FAX 番号	虐待通告電話
大阪市	中央こども相談センター (下記の11区を除く13区)	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	TEL (06) 4301-3100 FAX (06) 6944-2060	児童虐待ホットライン (フリーダイヤル) 24時間365日 TEL 0120-01-7285
	北部こども相談センター (北区、都島区、福島区、 西淀川区、淀川区、東淀 川区、旭区)	大阪市東淀川区淡路3-13-36	TEL (06) 6195-4114 FAX (06) 6195-2314	
	南部こども相談センター (阿倍野区・住吉区・東住 吉区・平野区)	大阪市平野区喜連西6-2-55	TEL (06) 6718-5050 FAX (06) 6797-1511	
堺市	子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1	TEL (072) 245-9197 FAX (072) 241-0088	24時間365日 TEL (072) 241-0066

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

女性等（DV、ストーカー、性犯罪等）

大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施

保護や支援を必要とする女性からの相談に応じ、また保護の必要な女性を一時保護し、自立に向けた支援を行うとともに、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行っています。

＜相談の内容＞ 配偶者・恋人からの暴力の相談、ストーカー被害、夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など
※DV防止法に基づく保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供(被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等に関する制度の利用等)、助言などを行う。

＜相談の対象＞ DV 被害者、女性

＜相談担当者＞ 女性相談員、ケースワーカー等

＜相談の方法＞ 電話相談、来所による面接相談

＜相談電話等＞

	電話番号等	受付時間
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890	平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は休み)
	夜間・祝日 DV 電話相談 06-6946-7890	上記以外の時間(来所相談は受け付けていません)
	06-6949-6181(外国人専用) ※大阪府外国人情報コーナー トリオフォン利用	平日 9:00～17:30(土・日・祝日、年末年始は休み)

＜施設所在地＞ ・大阪府女性相談センター
大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター3階 【最寄り駅】 京阪・Osaka Metro 谷町線天満橋駅

参考＜大阪府女性相談センター＞

家庭関係の破綻や生活の困窮等の様々な問題を抱え、保護や支援を必要とする女性に対する相談や一時保護を行い、必要に応じて女性自立支援施設への入所決定をしている。

【担当課】 福祉部子ども家庭局 家庭支援課

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施

- ＜相談の内容＞ 配偶者からの殴る蹴るといった身体的暴力のほか、精神的な暴力も含め、相談受理、各種情報提供などを実施
※DV防止法に基づく保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供(被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等に関する制度の利用等)、助言などを行う
- ＜相談の対象＞ 配偶者・恋人からの暴力、ストーカー被害についての相談
- ＜相談担当者＞ ・女性相談センター 女性相談員、ケースワーカー等
・子ども家庭センター 女性相談員等
- ＜相談の方法＞ 電話相談、来所による面接相談

- ＜相談電話等＞ 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設一覧

施設名	電話番号	受付時間	休館日等
【中心となる相談機関(女性相談支援センター)】 大阪府女性相談センター	06-6946-7890 06-6949-6022	9:00～20:00	祝日、年末年始
	夜間・祝日 DV 電話相談 06-6946-7890	上記以外の時間 (来所相談は受け付けていません)	
	06-6949-6181(外国人専用) ※大阪府外国人情報コーナー3者通話サービス利用	9:00～17:30	土・日・祝日 年末年始
大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277(DV 専用)	9:00～17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府箕面子ども家庭センター	072-737-6895(DV 専用)	9:00～17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049(DV 専用)	9:00～17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077(DV 専用)	9:00～17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065(DV 専用)	9:00～17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府貝塚子ども家庭センター	072-430-6005(DV 専用)	9:00～17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪市配偶者暴力相談支援センター	06-4305-0100	9:30～17:00	土・日・祝日 年末年始
堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943	9:00～17:30	土・日・祝日 年末年始
すいたストップDVステーション(DV相談室)	06-6310-7113	9:00～17:30	土・日・祝日 年末年始
枚方市配偶者暴力相談支援センター 「ひらかたDV相談室」	072-841-3134	9:00～17:30	土・日・祝日 年末年始
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	9:00～17:00	日・祝日 年末年始
豊中市配偶者暴力相談支援センター	06-6152-9893	9:00～17:00	土・日・祝日 年末年始
松原市配偶者暴力相談支援センター	072-334-1088	9:00～17:30	土・日・祝日 年末年始
東大阪市配偶者暴力相談支援センター(DV 相談室)	06-4309-3191	9:00～17:30	土・日・祝日 年末年始

参考＜配偶者暴力相談支援センター＞

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(いわゆるDV防止法)」において、都道府県は、女性相談支援センターその他の施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが定められている。

このため、大阪府では、大阪府女性相談センターを核として、府内6か所の子ども家庭センターでこの支援センターの機能を担い、市設置の支援センターとともに、府民に身近なところで専門相談に応じている。

【担当課】 福祉部子ども家庭局 家庭支援課

ドーンセンターにおける相談の実施

カウンセリング、電話相談等を通じて、女性の心理的サポートとエンパワメントのための支援を実施しています。
また、男性のための電話相談も実施しています。

事業内容	電話番号等	相談時間	相談担当者等
女性のための電話相談	電話番号 06-6937-7800	火曜日～金曜日 16:00～20:00 土曜日・日曜日 10:00～16:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性のためのSNS相談	チャット相談 SNS相談受付窓口ページ 	第1～第4火曜日 12:00～18:00 第1・第3土曜日 10:00～15:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性のための面接相談 (要予約)	面接予約電話 06-6910-8588 女性面接相談予約受付時間 火曜日～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00 土曜日・日曜日 9:30～13:00 13:45～18:00	女性面接相談(※要予約) 火曜日～金曜日 17:00～21:00 土曜日・日曜日 10:00～18:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性弁護士による法律相談 (要予約)	問合せ・予約電話番号 06-6910-8588 (受付時間は面接予約電話と同じ)	DV被害・性暴力被害に悩む女性のための相談 毎月第3木曜日 14:00～16:00 女性のための相談 偶数月第4木曜日 14:00～16:00	女性弁護士による法律相談を行います。
女性のためのサポートグループ (要予約)	問合せ・予約電話番号 06-6910-8588 (受付時間は面接予約電話と同じ)	要問合せ (テーマ) ①わたしの再出発～夫の暴力を逃れて～ ②その他	女性ファシリテーターが担当します。
男性のための電話相談	電話番号 06-6910-6596	第1、4水曜日 16:00～20:00 第2、3土曜日 11:00～15:00 ※祝日、年末年始は振替。	男性相談員が相談を受けます。

＜施設所在地＞

	所在地	最寄り駅
ドーンセンター (大阪府立男女共同参画・青少年センター)	大阪市中央区大手前1-3-49	京阪本線、Osaka Metro 谷町線天満橋駅 1番出口から東へ約350m

参考 <ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)>

ドーンセンターは、女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資し、並びに青少年活動を促進し、青少年の健全な育成に資するための施設。

【担当課】府民文化部 男女参画・府民協働課

男性のための性被害相談の実施

男性のための性被害相談「おおさか男性の性被害相談」窓口を開設し、相談を受け付けています。(認定特定非営利活動法人「大阪被害者支援アドボカシーセンター」に業務委託)

事業内容	電話番号	相談時間等	相談担当者等
男性のための性被害相談 「おおさか男性の性被害相談」	06-4303-4011	月2回 金曜日 16:30~20:00 相談受付日は、治安対策課ホームページ「性犯罪・性暴力の被害にあつたら」でご確認ください。 治安対策課 HP	男性相談員が相談を受けます。 希望により女性相談員の対応も可能です。 相談は無料です。(ただし、通話料の負担有り)

【担当課】危機管理室 治安対策課

母子家庭等ひとり親家庭

母子・父子自立支援員等による相談の実施

ひとり親家庭等の生活の安定や自立のため、母子・父子自立支援員による相談や母子・父子福祉センターにおける相談等を行っています。

<事業内容>

○市及び島本町においては、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置

○福祉事務所未設置の8町1村については、その区域を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）に配置された母子・父子自立支援員が対応

	電話番号	管轄区域
大阪府箕面子ども家庭センター	(072)737-6878	豊能町、能勢町
大阪府富田林子ども家庭センター	(0721) 24-5169	太子町、河南町、千早赤阪村
大阪府貝塚子ども家庭センター	(072)430-4321	岬町、田尻町、熊取町、忠岡町

○大阪府母子・父子福祉センターでひとり親家庭等の自立支援について相談受付

	電話番号	受付時間等
ひとり親家庭生活相談		毎週月～土曜日 10時～16時(随時)
法律相談	(06) 6748-0263	毎月第2土曜日と 奇数月第4木曜日 13時～15時(要予約)
養育費相談		毎週月～土曜日 10時～15時(要予約)

参考<大阪府立母子・父子福祉センター>

ひとり親家庭等の自立を支援するために、社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会が運営

大阪市東成区中道1-3-59 2F TEL 06-6748-0263

主な事業 ○相談事業

○日常生活支援事業(68ページ参照)

○母子家庭等就業・自立支援センター事業(49ページ参照)

(就業支援講習会含む)

【担当課】 福祉部子ども家庭局 子育て支援課

ひとり親家庭等生活向上事業

○ひとり親家庭等相談支援事業(土日夜間電話相談) <社会福祉法人 八尾隣保館>

ひとり親家庭の方の子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて、夜間・休日において、気軽に相談でき、適切なアドバイスを行うための電話相談事業を実施しています。

電話番号	相談受付時間
072-923-4152	土・日・祝休日 10:00~17:00 夜間 18:00~23:00 (年末年始は除く)

○家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの支援に関する講習会を開設するとともに各種生活相談に応じています。

＜問い合わせ先＞ 大阪府立母子・父子福祉センター 電話 06-6748-0263
(大阪市東成区中道1-3-59 2F)

なお、市町村においても、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、子どもの生活・学習支援、情報交換の場の提供などの各種事業を実施しています。(事業内容については、各市町村に確認が必要)

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

＜参考＞ひとり親家庭相談窓口

府内市・町の福祉事務所			
池田市	072-754-6525	茨木市	072-620-1625
摂津市	06-6383-1111(内線 3123, 3127)	島本町	075-961-5151
守口市	06-6992-1647	大東市	072-870-9662
門真市	06-6902-6148	四條畷市	072-877-2121(内線 870)
松原市	072-334-1550	交野市	072-893-6406
羽曳野市	072-958-1111	柏原市	072-972-1563
富田林市	0721-25-1000(内線 204)	藤井寺市	072-939-1161
和泉市	0725-99-8136	大阪狭山市	072-366-0011
泉大津市	0725-33-1131	河内長野市	0721-53-1111
貝塚市	072-433-7021	高石市	072-275-6349
泉南市	072-483-3472	岸和田市	072-423-9624
阪南市	072-489-4519	泉佐野市	072-463-1212(内線 2386)
箕面市	072-724-6738		
政令市・中核市の相談窓口			
大阪市	住所地の区の保健福祉課	堺市	住所地の区の保健福祉総合センター または子育て支援課
高槻市	子ども未来部子ども育成課	東大阪市	住所地の地域の福祉事務所 または子ども家庭課
豊中市	こども未来部子育て給付課	枚方市	ひとり親家庭相談支援センター
八尾市	こども若者部こども若者政策課	寝屋川市	こども部こどもを守る課
吹田市	児童部子育て給付課		
大阪府の子ども家庭センター（各センターの管轄市町村は、次のとおりです。）			
箕面子ども家庭センター	豊中・池田・箕面・豊能※・能勢※		072-737-6878
吹田子ども家庭センター	吹田・茨木・摂津・島本・高槻		06-6389-3526
中央子ども家庭センター	守口・枚方・大東・交野・寝屋川・門真・四條畷		072-828-0161
東大阪子ども家庭センター	八尾・柏原・東大阪		06-6721-1966
富田林子ども家庭センター	松原・富田林・河内長野・羽曳野・藤井寺 大阪狭山・太子※・河南※・千早赤阪※		0721-24-5169
貝塚子ども家庭センター	岸和田・泉大津・貝塚・泉佐野・和泉・高石 泉南・阪南・忠岡※・熊取※・田尻※・岬※		072-430-4321

※印の町村については、福祉事務所の業務・相談も行っています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

児童・生徒等（不登校、体罰、いじめ 等）

大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施（教育総合相談事業）

大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、Eメール、FAX、面接及びLINEによる相談に応じて、相談者自身が問題の解決に向かうことができるよう支援しています。（面接相談は、事前に学校を通しての申し込みが必要です。）

＜相談の内容＞

- ・不登校など学校における不適応
- ・学校におけるセクシュアル・ハラスメント
- ・家庭における子育て、しつけ（小・中・高年齢）
- ・発達の遅れ、障がいのある子どもの生活や学習・指導
- ・学級経営
- ・進路や進路変更（中途退学等）など

＜相談の対象＞子ども・保護者・教職員

＜相談担当者＞

精神科医、公認心理師／臨床心理士、教員経験者、指導主事など

＜相談時間＞

電話・面接相談	月～金 9:30～17:30（祝日、年末年始は休み）
Eメール相談・FAX相談	24時間受付（返信は後日になります）
LINE相談	毎週日～木曜日 19:00～22:00

＜電話番号等＞

子どもからの相談 (すこやかホットライン)	電話 06-6607-7361 Eメール:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp	FAXによる相談 FAX 06-6607-9826
保護者からの相談 (さわやかホットライン)	電話 06-6607-7362 Eメール:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
教職員からの相談 (しなやかホットライン)	電話 06-6607-7363 Eメール:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
高校中退に関する相談窓口	電話 06-6607-7353	
LINE相談（子ども専用）	各学校に配付しているポスター・カードに掲載している「二次元コード」からアカウントを登録してください	

・スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、原則として相談者が希望する性の相談員が対応。

＜施設所在地＞大阪府教育センター 本館5階 教育相談室

大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

※平日の相談時間以外や土、日、祝日の電話相談については

24時間対応「すこやか教育相談 24」（電話 0120-0-78310）をご利用ください。

全国統一の24時間子供SOSダイヤルです。

電話を発信した地域を担当する、都道府県又は政令市の相談機関でお受けします。

この子どもSOSダイヤルの名称は、都道府県・政令市ごとで異なります。

【担当課】教育庁教育振興室 高等学校課

被害者救済システム運用事業

■ 被害者救済システムとは

児童・生徒が学校において体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合に、児童・生徒の最善の利益に向けた支援活動を行うシステムです。被害にあった児童・生徒やその保護者等からの相談を民間権利擁護機関が受け、解決に向けて一貫した支援を行います。

■ 児童・生徒の支援活動としての調整や救済の申立

民間権利擁護機関は、体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等に関する児童・生徒やその保護者及び民間相談機関からの相談(電話・面接)を受付けるとともに、当該児童・生徒及びその保護者が希望する場合は、解決に向けた調整や大阪府教育委員会に対する救済の申し立てを行います。

■ 評価委員会による検証・評価・提言

申立等を受けて、府教育委員会が行った市町村教育委員会・学校への指導や支援が、児童・生徒の最善の利益にかなったものとなったかどうかを、弁護士、学識経験者、精神科医等を委員とする『評価委員会』が、検証・評価・提言を行います。

府教育委員会は、評価委員会による検証・評価・提言を受け、救済やケアの在り方についての課題と改善方策を整理し、解決に向けた取組みの充実やシステム運用の改善に努めます。

■ 対象

府内の公私立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校・支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

	電話番号 (子どものみ:フリーダイヤル) 0120-928-704 (子ども・保護者等) 06-4394-8754	受付時間等 月・火・木 10:00~20:00	相談担当者 児童・生徒等の電話相談の 専門相談員が対応。
子ども家庭相談室			

【担当課】教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課、私学課

スクールカウンセラー等の配置

大阪府内の公立学校において、児童・生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談等に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を配置しています。

■ 対象

府内の公立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

■ 実施内容(実施頻度、予約の可否・方法等)

各学校によって異なります。詳細は、在籍校にお問合せください。

なお、府立支援学校では、「福祉医療関係人材活用事業」により、臨床心理士等が対応しています。

【担当課】教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課

外国人

大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応

「大阪府外国人情報コーナー」を開設し、府内に在住する外国人に、外国語による情報提供や相談を行っています。

＜対応言語＞ 11 か国語

(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語)

＜相談方法＞ 来所・電話・ファクシミリ・電子メール

※ファクシミリ、電子メールでの相談は日本語・英語のみ。

＜相談の内容＞ 在留資格、労働・仕事、医療、福祉、教育など様々な情報を提供

＜相談電話等＞

開設場所	所在地[最寄り駅]	相談専用電話	受付時間
公益財団法人 大阪府国際交流 財団	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階 【Osaka Metro中央線・堺筋線堺筋本町駅】 【Osaka Metro谷町線谷町四丁目駅】	TEL 06-6941- 2297 FAX 06-6966- 2401	(令和6年6月まで) 月・金曜日 9:00～20:00 火・水・木曜日 9:00～17:30 第2・第4日曜日 13:00～17:00 (祝日・年末・年始は除く) (令和6年7月以降) 月～木曜日 9:00～17:30 金曜日 9:00～21:00 第4日曜日 13:00～17:00 (祝日・年末・年始は除く) * 別途、夜間集中相談週間、休日の終日相談を実施します。詳細は OFIX ホームページのイベントカレンダーをご覧ください。 https://ofix.or.jp/

※電子メールでの相談については、下記ホームページで紹介している。

(掲載場所)

大阪府ホームページ トップ→教育・文化・観光→文化・芸術→国際交流・多文化共生

→大阪の国際交流活動→大阪府外国人情報コーナー（外国人ワンストップ相談窓口）

又は、

大阪府ホームページ トップ→情報を探す「キーワードから探す」→「大阪府外国人情報コーナー」を入力

(アドレス) <https://ofix.or.jp/life-japanese/>

※11 か国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語)で、外国人の方の生活に密着した情報(大阪生活必携)をホームページに掲載している。

【担当課】府民文化部都市魅力創造局 国際課

大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備

婦人保護事業の観点から、外国人を対象とした電話相談を実施しています。

※通訳者は常住していないため、事前に調整が必要(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語の 10 か国語圏)

【相談の内容、電話番号、受付時間等は、10 ページ参照】

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

障がい者

障がい者の自立相談支援

大阪府障がい者自立相談支援センターでは、障がいのある方の生活・職業等についての相談に応じ、支援や助言を行っています。

	所在地・電話番号	受付時間等
大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪市住吉区大領3-2-36 (地域支援課) 06-6692-5261 (身体障がい者支援課) 06-6692-5262 (知的障がい者支援課) 06-6692-5263	平日9:00～17:45 (土日祝日・年末年始除く)

(高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業)

大阪府では、事故や病気によって脳を損傷し、認知障がい等の後遺症等に悩む高次脳機能障がいの方や家族に対する相談支援や関係機関への支援手法の普及、啓発活動等を障がい者医療・リハビリテーションセンター内にある3機関が連携して行っています。

	所在地・電話番号	受付時間等
障がい者医療・リハビリテーションセンター	大阪市住吉区大領3-2-36	平日9:00～17:00 (土日祝日・年末年始除く)
◇大阪府障がい者自立相談支援センター (相談部門)	06-6692-5262	
◇大阪府立障がい者自立センター (訓練部門)	06-6692-2971	
◇大阪急性期・総合医療センター (医療部門)	06-6692-1201(代)	

【担当課】福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

【参考】市町村 福祉事務所・障がい福祉担当課（障がい福祉サービス等）

福祉事務所等名称	所在地	電話番号
岸和田市 福祉事務所	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9469
池田市 福祉事務所	池田市城南 1-1-1	072-754-6255
泉大津市 社会福祉事務所	泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131
貝塚市 福祉事務所	貝塚市畠中 1-17-1	072-433-7012
守口市 福祉事務所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6992-1630 06-6992-1635
茨木市 福祉事務所	茨木市駅前 3-8-13	072-620-1636
泉佐野市 福祉事務所	泉佐野市市場東 1-1-1	072-463-1212
富田林市 福祉事務所	富田林市常盤町 1-1	0721-25-1000
河内長野市 福祉事務所	河内長野市原町 1-1-1	0721-53-1111
松原市 福祉事務所	松原市阿保 1-1-1	072-337-3115
大東市 福祉事務所	大東市谷川 1-1-1	072-870-9630
和泉市 福祉事務所	和泉市府中町 2-7-5	0725-99-8133
箕面市 福祉事務所	箕面市萱野 5-8-1	072-727-9506 072-727-9501
柏原市 福祉事務所	柏原市安堂町 1-55	072-972-1501
羽曳野市 福祉事務所	羽曳野市誉田 4-1-1	072-958-1111
門真市 福祉事務所	門真市中町 1-1	06-6902-6154 06-6902-6054
摂津市 福祉事務所	摂津市三島 1-1-1	06-6383-1374
高石市 福祉事務所	高石市加茂 4-1-1	072-275-6294
藤井寺市 福祉事務所	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1106
泉南市 福祉事務所	泉南市樽井 1-1-1	072-483-8252
四條畷市 福祉事務所	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121
交野市 福祉事務所	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400
大阪狭山市 福祉事務所	大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0011
阪南市 福祉事務所	阪南市尾崎町 35-1	072-489-4521 072-489-4520
島本町 福祉事務所	島本町桜井 2-1-1	075-962-7460
豊能町 生活福祉部	豊能町東ときわ台 1-2-3	072-738-7770
能勢町 福祉部	能勢町栗栖 82-1	072-731-2150
忠岡町 福祉課	忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122
熊取町 障がい福祉課	熊取町野田 1-1-1	072-452-6289
田尻町 民生部高齢障害支援課	田尻町嘉祥寺 883-1	072-466-8813
岬町 地域福祉課	岬町深日 2000-1	072-492-2700
太子町 健康福祉部福祉介護課	太子町大字山田 88	0721-98-5519
河南町 高齢障がい福祉課	河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500
千早赤阪村 健康福祉部福祉課	千早赤阪村大字水分 180	0721-26-7269

大阪市	障がい福祉課	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-8071
	障がい支援課		06-6208-7986
	運営指導課	大阪市中央区船場中央 3-1-7-331	06-6241-6520
堺市	障害施策推進課		072-228-7818
	障害支援課	堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7411
	障害福祉サービス課		072-228-7510
高槻市	障がい福祉課	高槻市桃園町 2-1	072-674-7164
東大阪市	障害者支援室	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3183 06-4309-3184 06-4309-3187
	指導監査室		
豊中市	障害福祉課	豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2224
枚方市	健康福祉部福祉事務所	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1152 072-841-1457
八尾市	福祉事務所	八尾市本町 1-1-1	072-924-3838
寝屋川市	福祉事務所	寝屋川市池田西町 28-22	072-838-0382
吹田市	福祉事務所	吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1348

【担当課】福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課

市町村障がい者虐待防止センター・大阪府障がい者権利擁護センターにおける虐待通報受理

障がい者虐待を見かけたら通報をお願いします。

(養護者からの虐待・障がい者福祉施設等での虐待・障がい者の雇用先での虐待)

【市町村障がい者虐待防止センター】

※電話番号等は以下のとおり。

※通報の内容により、必要に応じて障がい者虐待防止センター職員等が障がい者の安全確認等を実施します。

(障がい者の雇用先での虐待)

【大阪府障がい者権利擁護センター】

<受理時間・電話番号等>

(電話番号) 06-6944-6615 (開庁日: 平日9時から18時)

(ファックス) 06-6944-6615 (内容確認は開庁日)

※市町村も雇用先での虐待の通報を受付けています。

【担当課】 福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課

＜大阪府内市町村障がい者虐待防止センター一覧＞

大阪市 ○相談窓口

①養護者による虐待の対応窓口(平日9時～17時30分)

区名	各区役所保健福祉課		各区障がい者基幹相談支援センター	
	電話	ファックス	電話	ファックス
北	06-6313-9857	06-6313-9905	06-6450-8856	06-6374-7889
都島	06-6882-9857	06-6352-4584	06-6355-3701	06-6355-3702
福島	06-6464-9857	06-6462-4854	06-6456-4107	06-6456-0561
此花	06-6466-9857	06-6462-2942	06-6461-5055	06-6461-5056
中央	06-6267-9857	06-6264-8285	06-6940-4185	06-6943-4666
西	06-6532-9857	06-6538-7319	06-6585-2550	06-6585-2550
港	06-6576-9857	06-6572-9514	06-6585-2211	06-6585-2212
大正	06-4394-9857	06-6553-1986	06-6599-9161	06-6555-3520
天王寺	06-6774-9857	06-6772-4906	06-4302-5203	06-4302-5243
浪速	06-6647-9859	06-6644-1937	06-6563-9230	06-6562-0330
西淀川	06-6478-9954	06-6478-9989	06-4808-3080	06-4808-3082
淀川	06-6308-9857	06-6885-0537	06-6101-5031	06-6101-5032
東淀川	06-4809-9857	06-6327-2840	06-6325-9992	06-4307-3673
東成	06-6977-9857	06-6972-2781	06-6981-0770	06-6981-0703
生野	06-6715-9857	06-6715-9967	06-6758-2050	06-6756-0801
旭	06-6957-9857	06-6954-9183	06-4254-2339	06-6180-6901
城東	06-6930-9857	050-3535-8688	06-6934-5858	06-6934-5850
鶴見	06-6915-9857	06-6913-6237	06-6961-4631	06-6961-5525
阿倍野	06-6622-9857	06-6629-1349	06-6621-3830	06-6621-3830
住之江	06-6682-9859	06-6686-2039	06-6657-7556	06-4702-4738
住吉	06-6694-9859	06-6694-9692	06-6609-3133	06-6609-3210
東住吉	06-4399-9857	06-6629-4580	06-6760-2671	06-6760-2672
平野	06-4302-9857	06-4302-9943	06-6797-6691	06-6797-6691
西成	06-6659-9857	06-6659-9468	06-6599-8122	06-6562-6677

②障がい者福祉施設従事者等による虐待の対応窓口(平日 9時～17時30分)

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 電話: 06-6241-6527 ファックス: 06-6241-6608

③使用者による虐待の対応窓口(平日 9時～17時30分)

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ
電話: 06-6208-8086 ファックス: 06-6202-0990

④休日・夜間帯における障がい者虐待の通報窓口

大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン 電話: 06-6206-3725 ファックス: 06-6206-3706

堺市

○相談窓口(養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待)

- ①平日 9時～17時30分 専用電話：072-280-6262
ファックス：072-280-6262(内容確認は開庁日)
②上記時間外 電話(市役所当直窓口)：072-233-2800

府内市町村(大阪市・堺市除く)

○相談窓口(養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待)

市町村	名称	電話	ファックス	休日・夜間の連絡先
池田市	池田市障害者虐待防止センター (池田市基幹相談支援センター・福祉相談くすのき)	072-734-6556	072-753-4422	072-734-6556
豊能町	豊能町障害者虐待防止センター (豊能町生活福祉部・福祉課・相談支援室)	072-738-0911	072-738-0911	TEL・FAX 072-739-3200 (取次対応)
能勢町	虐待防止センター (能勢町福祉部・福祉課)	072-734-1080	072-731-2151	072-734-1080
箕面市	箕面市障害者虐待防止センター (箕面市健康福祉部・地域包括ケア室)	072-727-9501	072-727-3539	072-727-9500 (取次対応)
豊中市	豊中市障害者虐待防止センター (豊中市福祉部・障害福祉課・障害福祉センターひまわり相談支援擁護係)	06-6863-7060	06-6866-0811	06-6863-7060
吹田市	吹田市障がい者虐待防止センター (吹田市障がい福祉室)	06-6384-1348	06-6385-1031	06-6384-1231 (市役所代表)
茨木市	茨木市障害者虐待防止センター (茨木市福祉総合相談課)	072-655-2758	072-620-1720	072-622-5585
摂津市	摂津市障害者虐待防止センター (摂津市障害福祉課)	06-6383-1374	06-6383-9031	06-6383-1111
島本町	島本町健康福祉部・福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652	075-961-5151
高槻市	高槻市障がい者虐待防止センター (高槻市福祉相談支援課)	072-674-7171	072-674-5135	072-674-7000 (取次対応)
枚方市	枚方市障害者虐待防止センター (枚方市健康福祉部・事務所・障害支援課)	072-841-5301	072-841-5123	072-841-5301
寝屋川市	寝屋川市障害者虐待防止センター (寝屋川市福祉部・障害福祉課)	072-838-0382	072-812-2118	072-824-1181 (取次対応)
守口市	守口市障がい者虐待防止センター (守口市健康福祉部・障がい福祉課)	06-6992-1635	06-6991-2494	06-6992-1221 (市役所代表)
門真市	門真市障がい者虐待防止センター (門真市障がい者基幹相談支援センターえーる)	06-6901-0202	06-4967-5554	TEL 06-6902-1231 FAX 06-6905-9510 (休日・夜間は市役所代表)
大東市	大東市障害者虐待防止センター (大東市基幹相談支援センター)	072-806-1332	072-806-1333	072-806-1332 (取次対応)
四條畷市	四條畷市障がい者虐待防止センター (四條畷市健康福祉部・障がい福祉課)	072-877-2121	072-879-2596	TEL 072-877-2121 FAX 072-879-2596
交野市	交野市障がい者虐待防止センター (交野市福祉部・障がい福祉課内)	072-893-6400	072-895-6065	072-892-0121 (市役所代表)
八尾市	八尾市障がい者虐待防止センター	072-925-1197	072-925-1224	TEL 072-925-1197 FAX 072-925-1224
柏原市	柏原市権利擁護サポートセンター	072-971-2039	072-971-6801	072-971-2039
東大阪市	東大阪市障害者虐待防止センター	072-976-4300	072-976-4300	072-976-4300
松原市	松原市福祉部・障害福祉課	072-334-1550	072-337-3007	072-334-1550 (取次対応)
羽曳野市	羽曳野市保健福祉部・障害福祉課	072-958-1111	072-957-1238	072-958-1111 (取次対応)
藤井寺市	藤井寺市健康福祉部・総務課	072-939-1106	072-939-0399	072-939-1111 (取次対応)
富田林市	富田林市障がい者虐待防止センター (富田林市福祉部・障がい福祉課)	0721-25-1000 (内線 434・435)	0721-25-3123	0721-25-1000
河内長野市	河内長野市障がい者虐待防止センター (河内長野市福祉部・障がい福祉課)	0721-53-1111 (内線 131)	0721-52-4920	0721-53-1111
大阪狭山市	大阪狭山市健康福祉部・福祉政策グループ	072-366-0011	072-366-9696	072-366-0011

河南町	河南町障がい者虐待防止センター (科長の郷 生活支援相談室しなが)	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
太子町	太子町障がい者虐待防止センター (科長の郷 生活支援相談室しなが)	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
千早赤阪村	千早赤阪村障がい者虐待防止センター (科長の郷 生活支援相談室しなが)	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
泉大津市	泉大津市保険福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780	0725-33-1131
和泉市	和泉市障がい者虐待防止センター (和泉市障がい者基幹相談支援センター)	0725-99-8030	0725-41-3191	0725-99-8030
高石市	高石市保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100	072-265-1001
忠岡町	忠岡町健康福祉部福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129	0725-22-1122
岸和田市	岸和田市障害者虐待防止センター (岸和田市福祉部障害者支援課)	072-447-7081	072-431-0580	TEL 072-423-2121 FAX 072-423-2727 (取次対応)
貝塚市	貝塚市障害者虐待防止センター (貝塚市健康福祉部障害福祉課)	072-433-7012	072-433-1082	TEL 0120-722-018 FAX 0120-722-565
泉佐野市	泉佐野市・田尻町障害者虐待防止センター (基幹包括支援センター いづみさの)	0120-357-345	0120-571-015	TEL 0120-357-345 FAX 0120-571-015
泉南市	泉南市福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134	072-483-8252 (取次対応)
阪南市	阪南市障がい者虐待防止センター (阪南市福祉部市民福祉課)	072-471-5678	072-473-3504	072-471-5678
熊取町	熊取町健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196	072-452-1001 (取次対応)
田尻町	泉佐野市・田尻町障害者虐待防止センター (基幹包括支援センター いづみさの)	0120-357-345	0120-571-015	TEL 0120-357-345 FAX 0120-571-015
岬町	岬町しあわせ創造部地域福祉課	072-492-2700	072-492-5814	072-492-2001

【担当課】福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課

高齢者

高齢者虐待に関する相談・通報窓口等

大阪府ホームページにおいて、高齢者虐待に関する相談・通報窓口等の情報を掲載しています。

＜掲載場所＞

・大阪府ホームページ トップ → 分類から探す → 健康・福祉
→ 高齢者福祉 → 高齢者福祉施策 → 高齢者虐待防止 → 高齢者虐待防止
または
大阪府ホームページ トップ → キーワードから探す
→ キーワード検索に「高齢者虐待防止」と入力し検索

＜アドレス＞ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o090090/kaigoshien/koreishagyakutai/index.html>

【担当課】 高齢介護室 介護支援課

人 権

大阪府人権相談窓口の運営

一般財団法人大阪府人権協会に委託して、専門の相談員が、府民からの人権に関する相談に応じて、助言や情報提供、適切な相談機関等の紹介などを行っています。

<相談曜日・時間>

開設日時	月曜日～金曜日	木曜日及び金曜日	第4日曜日
	10時～16時	18時～22時	10時～16時
受付窓口	電話	LINE	電話

・祝日及び年末年始を除く。ただし、第4日曜日は除く。

・相談受付は終了時刻の30分前まで

・メール・FAX・手紙による相談は常時受付

・面接相談は事前予約制

○弁護士等への専門家相談

法的なアドバイスが欲しいなど、相談内容によっては専門家への無料相談も利用できます(事前予約が必要です)。

<相談方法>

○電話相談

専用電話番号 06-6581-8634

○LINE相談

令和6年6月3日(月)より、新たにLINEによる相談の受付を開始しました。

以下のQRコードを読み取ってご相談ください。



○面接相談

ご希望の方は事前にご連絡ください。

【実施場所】 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

一般財団法人 大阪府人権協会

JR大阪環状線「弁天町」駅北口より約600m

Osaka Metro中央線「弁天町」駅4番出口より約700m

HRCビルに有料駐車場があります

○その他

メール 下記ポータルサイト内のメールフォームをご利用ください。

手紙等 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階 「大阪府人権相談窓口」宛て

F A X 06-6581-8614

<大阪府大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイト>

<https://jinkensodan-keihatu.pref.osaka.lg.jp>

【担当課】府民文化部人権局 人権擁護課

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」の運営

一般財団法人大阪府人権協会に委託して、インターネット上の誹謗中傷やトラブルについて、専門の相談員が、お話を伺いながら、必要なアドバイスや情報提供、関係機関等の案内などを行います。

＜相談曜日・時間＞

開設日時	月曜日～土曜日	第2日曜日
	16時～22時	13時～18時

- ・祝日及び年末年始を除く。ただし、第2日曜日は除く。
- ・相談受付は終了時刻の30分前まで
- ・メール・FAX・手紙による相談は常時受付
- ・面接相談は事前予約制

○弁護士等への専門家相談

法的なアドバイスが欲しいなど、相談内容によっては専門家への無料相談も利用できます(事前予約が必要です)。

＜相談方法＞

○電話相談

専用電話番号 06-6760-4013

○LINE相談

以下のQRコードを読み取ってご相談ください。



○面接相談

ご希望の方は事前にLINE、電話、メール、FAX等でご相談ください。

○その他

メール 下記ポータルサイト内のメールフォームをご利用ください。

手紙等 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階 「ネットハーモニー」宛て

FAX 06-6760-4014

＜大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」ポータルサイト＞

<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/>

【担当課】府民文化部人権局 人権擁護課

b 心身に受けた影響からの回復

心身に受けた影響からの回復（こころの相談・ケア）

精神保健福祉センターにおけるこころの電話相談の実施

【こころの電話相談窓口】

こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のための電話相談を行っています。

※電話によるカウンセリングではありません。

■大阪府(大阪市・堺市を除く)に在住の方

	電話番号等	受付時間
こころの電話相談	(06) 6607-8814	月・火・木・金 9:30~17:00 (祝日、年末年始は除く)
わかばちダイヤル ※40歳未満の方が対象	(06) 6607-8814	水 9:30~17:00 (祝日、年末年始は除く)

■大阪市に在住の方

	電話番号等	受付時間
こころの悩み電話相談	(06) 6923-0936	月~金 9:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)

■堺市に在住の方

	電話番号等	受付時間
こころの電話相談	(072) 243-5500	月~金 9:00~12:00、 12:45~17:00 (祝日、年末年始は除く)

【こころの健康相談統一ダイヤル】

所在地	電話番号等	受付時間	
大阪府(大阪市・堺市を除く)に在住の方	(0570)064-556 ※一部のIP電話等からは接続できません。	月~金 9:30~17:00	18:30~22:30 の時間帯は令和3年2月1日より、民間団体による夜間相談を行っています。 (受付は 22:00 まで)
大阪市在住の方		月~金 10:00~17:00	
堺市在住の方		月~金 9:00~12:00 12:45~17:00	

参考

精神保健福祉センター(大阪府こころの健康総合センター 施設所在地:大阪市住吉区万代東3丁目1-46)

大阪府(政令市除く)の精神保健福祉に関する技術的中核機関

(業務内容)

- ・精神保健福祉に関する企画立案、技術支援、人材養成、普及啓発、調査研究
- ・精神保健福祉に関する相談
- ・精神医療審査会、精神科病院実地指導、実地審査に関するここと
- ・自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関するここと
- ・措置診察、移送に関するここと など

【担当課】健康医療部保健医療室 地域保健課

保健所等におけるこころの健康相談の実施

精神保健福祉相談担当職員、精神科医師(嘱託医)等によるご本人やその家族等に対するこころの健康相談を実施しています。

＜相談の内容＞ 「病気かどうか」「どの医療機関に行けばいいのか」などの相談をはじめ、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などのこころの病に関する相談

＜相談担当者＞ ケースワーカー、保健師

必要に応じて精神科医師(嘱託医)による相談も実施

＜相談の方法＞ 電話相談、面接相談及び訪問(予約制)

＜相談日＞ 月～金(祝日及び年末年始を除く)

＜電話番号等＞

	名称	所在地	電話番号	管轄区域	相談時間等
大阪府の保健所	池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町	月～金 9:00～17:45
	茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町	
	守口保健所	守口市京阪本通2-5-5	06-6993-3133	守口市・門真市	
	四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-2477	四條畷市・交野市・大東市	
	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市	
	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2684	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村	
	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1330	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町	
	岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-6070	岸和田市・貝塚市	
	泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-4600	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町	
政令市・中核市保健所(保健福祉センター・保健センター)	大阪市各保健福祉センター	大阪市にお問い合わせください (参考:大阪市こころの健康センター こころの悩み電話相談 06-6923-0936)			
	堺保健センター	堺区南瓦町3-1	072-238-0123	堺市	月～金 9:00～17:30
	中保健センター	堺市中区深井沢町2470-7 中区役所3階	072-270-8100		
	東保健センター	堺市東区日置荘原寺町195-1 東区役所3階	072-287-8120		
	西保健センター	堺市西区鳳東町6-600 西区役所3階	072-271-2012		
	南保健センター	堺市南区桃山台1-1-1 南区役所4階	072-293-1222		
	北保健センター	堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所4階	072-258-6000		
	美原保健センター	堺市美原区黒山782-11	072-362-8681		

東大阪市東保健センター	東大阪市旭町1-1	072-982-2603	東大阪市	月～金 9:00～17:30
東大阪市中保健センター	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-965-6411		
東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085		
高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9332	高槻市	月～金 8:45～17:15
豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7315	豊中市	月～金 9:00～17:15
枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7623	枚方市	月～金 9:00～17:30
八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-6644	八尾市	月～金 8:45～17:15
寝屋川市保健所(保健所すこやかステーション)	寝屋川市池田西町28-22	072-812-2362	寝屋川市	月～金 9:00～17:30
吹田市保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2227	吹田市	月～金 9:00～17:30

【担当課】健康医療部保健医療室 地域保健課

大阪府こころのほっとライン

大阪府では、若年層(40歳未満)の死因の一位が自殺であることから、様々な悩みに応じたきめ細やかな支援を行い、若年者層の自殺を未然に防ぐことをめざして、SNSによる相談をおこなっています。

【対象】 大阪府内大学・短大・専修学校の学生及び大阪府内在住の大学・短大・専修学生
大阪府内在住の妊娠婦(妊娠中及び産後1年未満の方)

【相談方法】 学校や市町村から配布されるチラシ・カード記載の QR コードより、LINE 公式アカウントに友だち登録した上で大阪府が委託する委託先の提供画面において相談を行います。

【内容】 メンタルの不調やつらい気持ちを抱える方の相談

【受付日時】 毎週 水・土・日曜日
17時30分から22時30分まで（最終受付：22時）

【LINE のアカウント名】 「大阪府こころのほっとライン」



【担当課】 健康医療部保健医療室 地域保健課

スクールカウンセラー等の配置

【再掲 18 ページ参照】

〔詳細は 18 ページをご覧ください。〕

大阪府内の公立学校において、児童・生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談等に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を配置しています。

■ 対象

府内の公立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

【担当課】教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課

心身に受けた影響からの回復（医療）

大阪府保健所における医療相談の実施

医療相談では、医療に関する相談や医療機関を利用するにあたっての相談などに、中立的な立場で応じます。

- （相談例）・「〇〇科のある病院を教えてほしい。」
・「病院内の清掃が行き届いていない。」
・「敷地内禁煙なのに職員が敷地内でたばこを吸っている。」
・「無資格者が診療を行っている。」など

※サポートできない相談

次に掲げる事項は医療関係法規に基づく指導・調査権限等を有していないため、具体的な解決までのサポートを行うことはできません。この場合、あくまでも問題解決の主体は相談者本人であり、医療相談では相談者のニーズに対応できる機関の紹介や、一般的な助言及び情報提供等を行います。

- （対応できない相談例）・医師の診断・治療・検査内容の是非
・医療事故であるかの判断や責任の所在の判断
・医療機関との民事上のトラブルの仲裁
・医療費、入院費等に関すること
・診療拒否に関すること
・医療機関に対する評価、評判に関すること
・保健所医師へのセカンドオピニオンの依頼

＜相談の方法＞ 電話、来所

＜相談時間＞ 月～金 9:00～12:00、13:00～17:30 （祝日及び年末年始を除く）

＜相談・予約電話番号等＞ 医療機関が所在する市町村所管の保健所で相談実施。

名 称	代表電話	管轄区域
池田保健所	072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町
茨木保健所	072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町
守口保健所	06-6993-3131	守口市・門真市
四條畷保健所	072-878-1021	四條畷市・交野市・大東市
藤井寺保健所	072-955-4181	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市
富田林保健所	0721-23-2681	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町
岸和田保健所	072-422-5681	岸和田市・貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7701	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町

※専用電話ではありませんので、利用の際は「医療相談窓口」とお申し出ください。

※大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市については、各市保健所まで。

【担当課】健康医療部保健医療室 保健医療企画課

大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関

大阪府では、外国人が安心して医療機関を受診できる医療提供体制を整備するため、「大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関選定要綱」に基づき、拠点医療機関及び地域拠点医療機関を選定しています。

- ※ 拠点医療機関・地域拠点医療機関ともに、患者の受入れについて、個々の医療機関が日常行っている医療提供の範囲であり、すべての外国人患者を受け入れられるものではありません。
- ※ 受診または患者を案内される場合は、事前に医療機関にお問い合わせください。
- ※ 診療科目や対応言語等については、各医療機関で異なります。詳細については、大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/osakagaikokujiniryo/zigyouyogaikouzinn.html>)を必ずご確認の上、受診してください。

○大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関

「大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関」とは、入院を要する救急の外国人患者に対応可能であり、大阪府内の外国人患者の受入れに関する拠点的な医療機関として、大阪府が選定した医療機関です。

医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
大阪公立大学医学部附属病院	〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	月～金 8:45-10:30
日本赤十字社 大阪赤十字病院	〒543-8555 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	月～金 8:30-11:30 平日は紹介状持参者のみ受付可 (緊急時は要相談) 土日・祝日 救急外来8:30-翌8:30
大阪大学医学部附属病院	〒565-0871 吹田市山田丘2番15号	06-6879-5111	月～金 8:30-11:00
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	〒596-8522 岸和田市加守町4-27-1	072-445-9915	月～金 8:00-11:30/16:30-18:30 土 8:00-11:30 日・祝 救急外来24時間対応
医療法人徳洲会 吹田徳洲会病院	〒565-0814 吹田市千里丘西21-1	06-6878-1110	午前診 月～土 8:00-11:30 午後診 月～金 13:00-15:00 夕診 月～金 16:30-18:30 ※ 救急外来24時間対応
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	〒598-8577 泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	月～金 初診または予約のない方 8:00-11:00、8:00-11:30 (産婦人科) 予約の方 8:00～17:00

○大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関

「大阪府外国人患者受入れ地域医療機関」とは、外国人患者の受入れ対応が可能であり、二次医療圏内の外国人患者の受入れに関する拠点的な医療機関として、大阪府が選定した医療機関です。

豊能医療圏地域医療機関(豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
国立大学法人 大阪大学歯学部附属病院	〒565-0871 吹田市山田丘1番8号	06-6879-5111	平日 8:30-11:30
社会福祉法人恩賜財団済生会 吹田病院	〒564-0013 吹田市川園町1番2号	06-6382-1521	月～金 8:50-11:00

三島医療圏地域拠点医療機関(高槻市、茨木市、摂津市、島本町)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
社会医療法人愛仁会 高槻病院	〒569-1192 高槻市古曽部町1丁目3番13号	072-681-3801	月～金 8:30-17:00 (17:00-8:30は平日救急外来診療) 土日・祝日 救急外来24時間対応
医療法人恵仁会 田中病院	〒567-0861 茨木市東奈良三丁目16番31号	072-635-5831	月～金 9:00-12:30 17:30-19:30 土 9:00-12:30 日・祝日 救急外来は24時間対応

北河内医療圏地域拠点医療機関(守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
関西医科大学総合医療センター	〒570-8507 守口市文園町10番15号	06-6992-1001	月～土 8:30-11:30 (救命救急センター24時間対応) 日・祝日、年末年始(12/29-1/3) 休診日
学校法人 関西医科大学附属病院	〒573-1191 枚方市新町2-3-1	072-804-0101	月～土 8:30-11:30 土日・祝日 救急外来24時間対応
医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院	〒574-0074 大東市谷川2-10-50	072-874-1641	月～金 8:00-11:45/15:00-19:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応

中河内医療圏地域拠点医療機関(八尾市、柏原市、東大阪市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
医療法人徳洲会 八尾徳洲会総合病院	〒581-0011 八尾市若草町1-17	072-993-8501	月～金 8:00-12:00/16:30-19:30 (診療科により受付終了時間に違いあり) (救急外来24時間対応) 土 8:00-12:00 (診療科により受付終了時間に違いあり) (救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応

南河内医療圏地域拠点医療機関 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	〒586-8521 河内長野市木戸東町2番1号	0721-53-5761	月～金 9:00-11:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
学校法人近畿大学 近畿大学病院	〒589-8511 大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	平日 8:30-11:30

堺市医療圏地域拠点医療機関(堺市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	〒593-8304 堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	月～金 9:00-12:00/13:00-17:00(救急外来 24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応

泉州医療圏地域拠点医療機関 (岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
社会医療法人生長会 府中病院	〒594-0076 和泉市肥子町1-10-17	0725-43-1234	月～土 8:00-11:45 救急外来24時間対応

大阪市医療圏地域拠点医療機関(大阪市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
社会福祉法人石井記念愛染園附属 愛染橋病院	〒556-0005 大阪市浪速区日本橋5-16-15	06-6633-2801	月～金 8:30-15:00 土 8:30-11:00
社会医療法人ささき会 藍の都脳神経外科病院	〒538-0044 大阪市鶴見区放出東2-21-16	06-6965-1800	月～金 8:45-11:30、13:30-16:30(救 急外来24時間対応) 土 8:45-11:30(救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応
医療法人医誠会 医誠会 国際総合病院	〒530-0052 大阪市北区南扇町4番14号	0570-099166	平日 8:30-16:30 ※ 救急外来24時間対応
地方独立行政法人大阪府 立病院機構 大阪急性期・ 総合医療センター	〒558-8558 大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	平日 8:30-11:00(救急外来24時間対 応) 土日・祝日 救急外来24時間対応

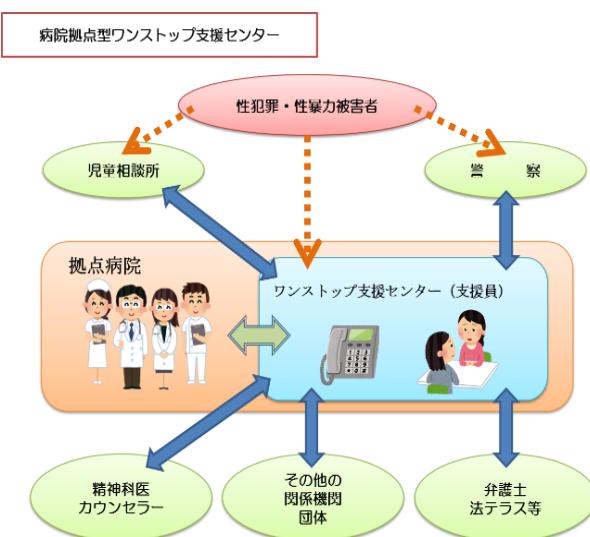
私立学校法人 大阪歯科大学附属病院	〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目5番17号	06-6910-1111	月～土 8:45-11:30/13:30-15:00
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会中津病院	〒530-0012 大阪市北区芝田2-10-39	06-6372-0333	月～金 9:00-12:00(受付は11:30まで) 13:00-15:00(予約診のみ)
社会医療法人寿楽会 大野記念病院	〒550-0015 大阪市西区南堀江1丁目26-10	06-6531-1815	月～金 8:30-11:30 13:00-16:00 土 8:30-11:30 ※脳神経外科の水曜・土曜は10:30まで ※午後の診療は各診療科で異なる 【重要】診療科により対応可能な曜日や時間帯は異なる
社会医療法人協和会 加納総合病院	〒531-0041 大阪市北区天神橋7丁目5番15号	06-6351-5381	月～金 9:00- 12:45、14:00- 16:45、 18:00- 19:45 (救急外来 24 時間 対応) 土 9:00-12:45 (救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応
公益財団法人田附興風会 医学研究所 北野病院	〒530-8480 大阪市北区扇町2丁目4番20号	06-6312-1221	8:45-11:30(第2・第4土曜、日曜、祝日を除く。救急外来24時間対応)
一般財団法人 住友病院	〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3-20	06-6443-1261	月～金 8:30-11:30/12:30-15:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
社会医療法人愛仁会 千船病院	〒555-0034 大阪市西淀川区福町3-2-39	06-6471-9541	月～金 9:00-12:00/13:00-17:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
社会医療法人寿会 富永病院	〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-48	06-6568-1601	月～土 9:00-12:00 (救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応
社会医療法人弘道会 なにわ生野病院	〒556-0014 大阪市浪速区大国1-10-3	06-6632-9915	月～土 8:30-12:00/13:30-17:00 (診療科により受付日時が異なりますので、電話やホームページでご確認ください)
公益財団法人日本生命済生会 日本生命病院	〒550-0006 大阪市西区江之子島2-1-54	06-6443-3446	初診受付:月～金 8:30-11:30(紹介状必須の診療科もあるため、事前にホームページor電話にてご確認ください。)
宗教法人在日本南プレス ビテリアンミッショ 淀川 キリスト教病院	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島1-7-50	06-6322-2250	月～金 9:00-17:00 土 9:00-12:00 (救急診療は24時間)
社会医療法人警和会 大阪警察病院	〒543-0035 大阪市天王寺区北山町10-31	06-6322-2250	月～金 8:30-11:00 (救急外来24時間対応)

【担当課】健康医療部保健医療室 保健医療企画課

公民連携性犯罪・性暴力被害者支援

(1)「性暴力救援センター・大阪SACHICO^{*1}」による24時間365日の相談等支援

民間の病院拠点型ワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・大阪 SACHICO^{*1}」では 24 時間 365 日、性犯罪被害者からの相談や同行支援を行っております。このような支援を通じ、被害の潜在化・継続化の防止につなげています。



* 1 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
平成 22 年 4 月に開所した府内唯一の性暴力・性犯罪被害者の病院拠点型ワンストップ支援センターです。

病院拠点型のワンストップ支援センターのメリットは、支援のコーディネート・相談ができるセンターが産婦人科医療を行う院内にあることで、1か所で支援を提供できるため、被害者の負担を軽減できることです。

24 時間ホットライン 072-330-0799

又は

全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくワンストップ)

*発信場所から最寄りのワンストップ支援センターへ転送されます

(2)「性暴力被害者支援ネットワーク」の連携・強化

性暴力救援センター・大阪SACHICOを核にした、地域(2次医療圏)の協力医療機関との「性暴力被害者支援ネットワーク」の連携・強化に取り組んでいます。

性暴力救援センター・大阪SACHICOで医療的支援を受けることができますが、急性期の医療的支援については、身近な病院(協力医療機関)の産婦人科でも受けができる体制(ネットワーク)づくりをしています。

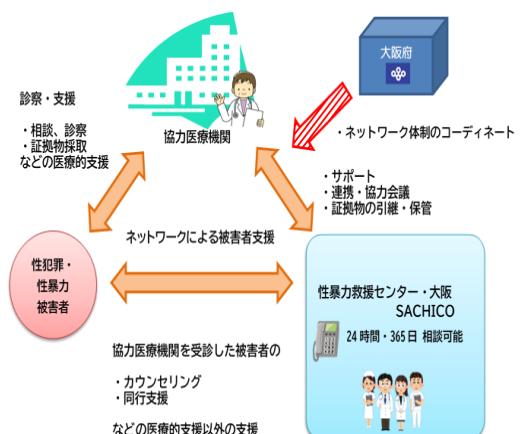
カウンセリング等の中長期的な支援を必要とする場合は、性暴力救援センター・大阪SACHICOで受けることができます。

＜協力医療機関一覧＞

受診にあたっては事前に電話にて問い合わせをしてください

医療圏	住所地	協力医療機関名	電話番号（病院代表）
豊能	吹田市	社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会吹田病院	06-6382-1521(代)
三島	高槻市	社会医療法人愛仁会 高槻病院	072-681-3801(代)
北河内	枚方市	市立ひらかた病院	072-847-2821(代)
中河内	八尾市	八尾市立病院	072-922-0881(代)
大阪市	大阪市	社会医療法人愛仁会 千船病院	06-6471-9541(代)
	大阪市	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	06-6692-1201(代)
堺市	堺市	地方独立行政法人堺市立病院機構 堀市立総合医療センター	072-272-1199(代) *医療受診専用ホットライン* 080-8925-8880
泉州	泉大津市	泉大津市立病院	0725-32-5622(代)
	泉佐野市	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	072-469-3111(代)
	泉佐野市	医療法人定生会 谷口病院	072-463-3232(代)

「性暴力被害者支援ネットワーク」での協力医療機関とSACHICO、大阪府の関係



【担当課】危機管理室 治安対策課

○ 安全の確保（虐待、DV等）

児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施

子ども家庭センターにおいて相談を受理した児童について、緊急保護・行動観察・短期入所指導等の理由で必要がある場合、一時保護を行っています。

※子ども家庭センターの概要については、8ページを参照

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

DV等により緊急に保護を要する女性のための一時保護の実施

配偶者の暴力等で緊急に保護を必要とする女性のため、一時保護事業を行っています。

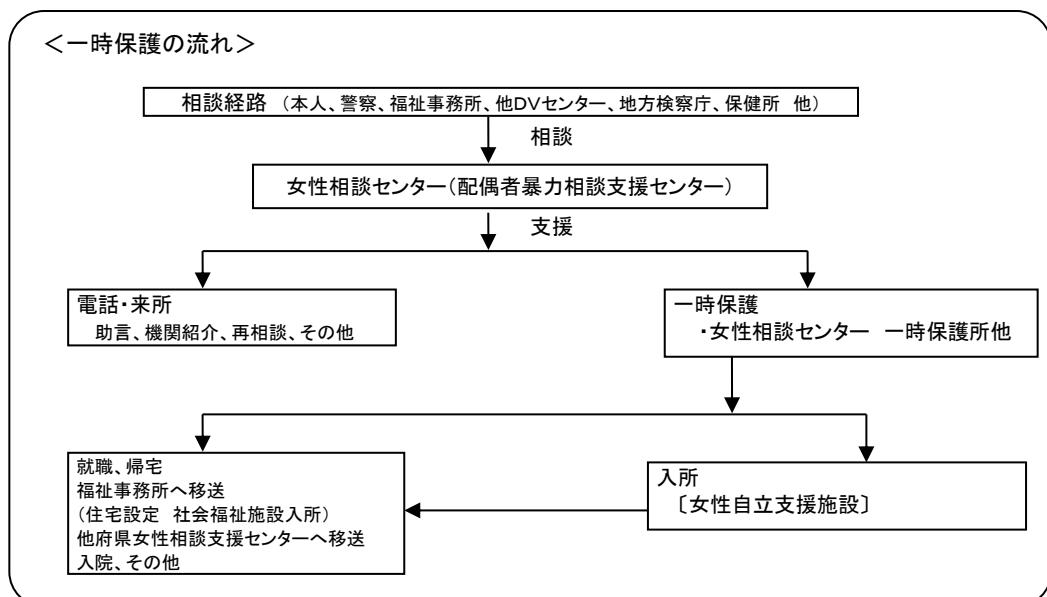
○女性相談センター 一時保護

〈一時保護の概要〉

・暴力等により避難、保護の必要な女性及び同伴家族を一時的に保護し、各機関と協力し、本人の意思を尊重しながら、自立に向けての支援を行う。

※大阪府女性相談センターの概要については、10ページを参照

〈一時保護の流れ〉



【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

社会的養護関係施設への入所による支援

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護関係施設はこうした児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する、また家庭での生活が困難な母子に対し自立に向けた支援を行う機能をもちます。

※社会的養護関係施設とは、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設のことを指します。

社会的養護関係施設への入所による支援については、平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」の理念のもと、令和2年3月に策定した「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」に基づき、取組みを進めてまいります。

大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン

＜「家庭における養育環境と同様の養育環境」の実現＞

里親のリクルート、研修、マッチングまでの一貫した支援を実施できる里親支援機関を設置し、里親制度の充実を図っています。

＜「できる限り良好な家庭的環境」の実現＞

小規模施設における、小集団を生活単位とした養育環境の充実を図っています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

d 居住の安定（殺人、ストーカー、DV 等）

犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施

殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ短期的な居住の場を提供するため、府警察本部と連携して、府営住宅の一時使用（目的外使用）を実施しています。

○犯罪被害者等への府営住宅の一時使用について（概要）

対象	殺人、放火、不同意性交等、強盗、不同意わいせつ又はストーカー行為により、従前の住宅に一時的又は永続的に居住することができなくなった被害者又は遺族、家族
一時使用期間	原則6ヶ月（最長1年）
対象住宅	府営住宅 ※対象住宅の所在地等は、安全確保のため秘匿事項として扱う
住宅内の備品	照明 冷蔵庫 洗濯機 エアコン等を配置
手続	<p><u>都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課</u>において、被害者等が使用許可の申請を行う。 (収入証明書、住民票が必要)</p> <p>＜手続の流れ＞</p> <p>(1)使用許可申請</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅経営室経営管理課に下記の書類を添えて申請・「犯罪被害による府営住宅一時使用許可申請書」、「誓約書」、「入居者名簿」・「入居しようとする者全員の住民票又は、居所を証明するもの」・「収入に関する証明書」 <p>(2)住宅経営室経営管理課が府警察本部に申請内容（被害内容）を確認</p> <p>(3)住宅経営室経営管理課が入居資格審査・使用料算定</p> <p>(4)使用許可が出れば、各府営住宅管理センターで鍵渡し、入居</p>
使用料（家賃）	収入月額により決定する。（敷金なし） ※使用料以外に、共益費、浴槽リース料、光熱水費、自治会費等は本人負担

※ペットの飼育は不可

【担当課】 都市整備部住宅建築局住宅経営室 経営管理課、危機管理室 治安対策課

府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供

府営住宅を活用し、配偶者からの暴力被害者が一時利用するための住戸の提供を行い、被害者の円滑な自立を支援しています（保護命令発令または一時保護利用者で女性相談センター長の推薦を受けたもの）。

＜使用可能住宅＞ 府営住宅（平成18年1月設置）

※寝具、電灯、冷蔵庫等を貸与 [DV被害者自立支援（ステップ・ハウス）事業]

＜利用期間＞ 原則6ヶ月間（最長1年）

【担当課】 都市整備部住宅建築局住宅経営室 経営管理課、福祉部子ども家庭局 家庭支援課

DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用

DV被害者等のひとり親世帯、単身者世帯及び犯罪被害者等を、府営住宅の福祉世帯向け募集への入居申し込みが可能となるよう運用しています。

※福祉世帯向け募集区分とは

- ・総合募集において、特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただけるように福祉世帯向け募集区分を設定しています。
- ・府営住宅の全体の募集戸数から、新婚・子育て世帯向け募集及び期限付き入居募集戸数を除いた約6割を福祉世帯向けとして、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、単身者世帯及び犯罪被害者等の世帯などを対象に募集を実施しています。

< DV被害者への福祉世帯向け募集の概要 >

「共通申込資格」のすべての条件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

(1) ひとり親世帯

- 20歳未満の児童及び20歳以上の方を扶養している世帯で次のいずれにも当てはまる世帯
- ・母子世帯等に準じる状況にある世帯（配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合）
- ・配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合の証明書については、下記の（ア）～（ウ）と同様。

（注）証明書については、入居資格審査時に提出していただきます。

(2) 単身者世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2号に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護（同法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項及び同法第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

（ウ）女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方

（注：（ア）の一時保護及び女性自立支援施設における保護については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、母子生活支援施設における保護については、市町村の担当部署が発行する証明書が必要です。また、（イ）については裁判所が命令した保護命令の写しが必要です。）

< 犯罪被害者等への福祉世帯向け募集の概要 >

「共通申込資格」のすべての条件を満たし、かつ、2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又はその同居しようとする親族が次の（1）から（3）のすべてに該当する世帯

（1）府内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内（募集期間末日現在）の方

（2）（1）の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方

（3）（1）の犯罪状況について確認できる方

（注）上記（1）には危険運転致死を含む

<募集期間> 総合募集 4月、6月、8月、10月、12月、2月（年6回） 抽選

【担当課】都市整備部住宅建築局 経営管理課、福祉部子ども家庭局 家庭支援課

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度

大阪府内に居住中に、重大な犯罪等の被害により現在又は従前の住居に一時的又は永続的に居住することが困難となった犯罪被害者等を対象に、大阪府と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部との協定に基づき、民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際に、仲介手数料が無料となる支援制度です。

対象	犯罪により、現在又は従前の住居に一時的又は永続的に居住することが困難となった被害者又は遺族、家族（原則、発生から5年以内の犯罪被害等を対象とする）
支援内容	① 犯罪被害者等が希望する住宅物件に関する情報提供 ② 犯罪被害者等の入居契約時における仲介手数料の免除

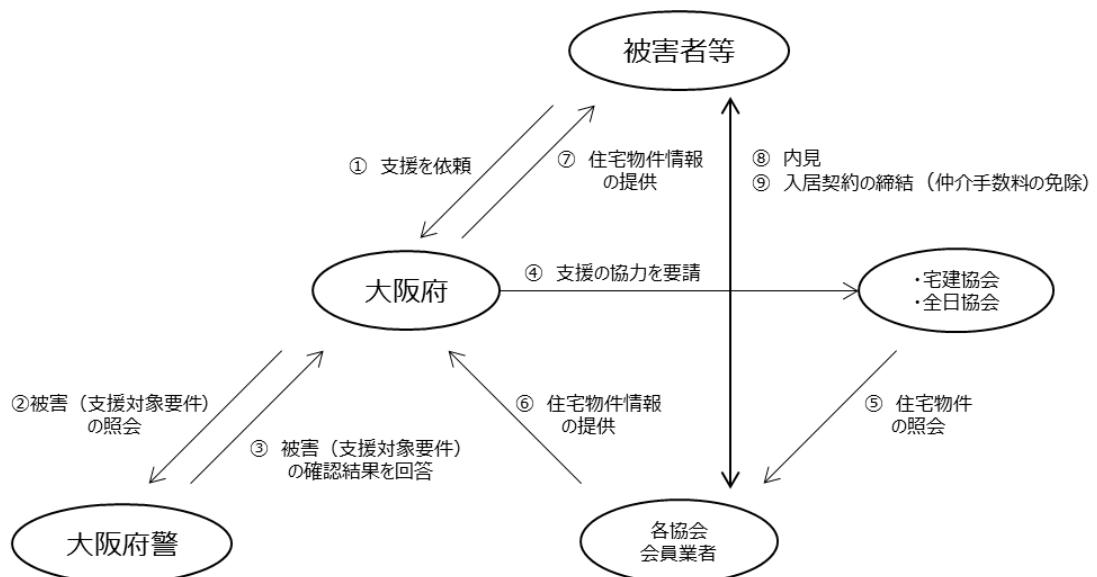
＜手続き＞

以下の2書類を大阪府へ提出し、支援が開始されます。

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼書」

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力要請書」

＜その後の流れ＞



【担当課】 危機管理室 治安対策課

民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保

大阪府内にある民間賃貸住宅を活用し、高齢者や障がい者、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅」）や住まい探しの相談に応じる不動産事業者（「協力店」）の登録、住宅確保要配慮者の入居前支援・生活支援・退去後支援等を行う法人（「居住支援法人」）を指定し、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」等において、情報提供を行っています。

また、行政、居住支援法人、協力店や関係団体等が連携し居住支援協議会を設立することで、住まいを探す住宅確保要配慮者への居住支援（住まい探しのための相談や情報提供、家賃債務保証など）をよりきめ細やかに行ってています。

○大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅、協力店、居住支援法人等の検索

あんぜん・あんしん賃貸検索システム <https://sumai.osaka-anshin.com/>

○大阪府内の居住支援協議会

・Osaka あんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会） <http://osaka-anshin.com/>

相談窓口

内 容：住まいを探す住宅確保要配慮者に対して、住まい探しの相談・支援を行う「不動産協力店の店」や「居住支援法人」の紹介等によるマッチングなど

場 所：大阪府住宅相談室（大阪府庁別館1階）

受 付：開庁日の9時から17時00分まで

電話番号：06-6944-8269

対 象 者：住宅確保要配慮者

・豊中市居住支援協議会 <https://toyohope21.xsrv.jp/toyonaka-kyojusien/index.html>

相談窓口

内 容：住まい探しのための情報提供や、協力店を通じたマッチングなど

場 所：豊中市役所（中桜塚3-1-1）第二庁舎5階 一般財団法人豊中市住宅協会

受 付：開庁日の9時から17時15分まで

※要電話予約

電話番号：居住支援協議会相談窓口専用電話 06-6858-2742

対 象 者：本市内に在住、在勤または在学中で、本市内で住居を探している低額所得者・高齢者・障害者などの住宅確保要配慮者

・岸和田市居住支援協議会 <https://sites.google.com/kishisyakyo.net/kyojyushien/>

相談窓口

内 容：入居に向けた相談支援、入居時の緊急連絡先の提供や入居後の見守り支援

場 所：岸和田市立福祉総合センター2階（事務局：岸和田市社会福祉協議会）

受 付：平日9時から17時30分まで

電話番号：072-437-8854

対 象 者：住宅確保要配慮者（岸和田市内）

・摂津市居住支援協議会 <https://www.settsu-kyokyou.com/>

相談窓口

内 容：入居に向けた相談支援、入居後の見守り支援

場 所：社会福祉法人桃林会 とりかい白鷺園（摂津市鳥飼中1丁目19番8号）

受 付：平日9時から18時まで

電話番号：070-2303-5050

対 象 者：住宅確保要配慮者（摂津市内）

・吹田市居住支援協議会（HP作成中）

内 容：入居に向けた相談支援、入居後の見守り支援

場 所：吹田市山手町2丁目7-25 ドミニオン豊津306号

受 付：平日10時から17時まで

電話番号：06-6318-9850

対 象 者：住宅確保要配慮者（吹田市内）

・守口市居住支援協議会

内容：入居に向けた相談支援、入居後の見守り支援

場所：守口市京阪本通 2丁目5番5号

受付：平日 13時から 16時まで

電話番号：06-6780-4466

対象者：住宅確保要配慮者（守口市内）

・守口市居住支援協議会：https://note.com/light_yucca5831/n/ncd741366100a

【担当課】都市整備部住宅建築局 居住企画課

④ 雇用の安定

『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供

エル・おおさか（府立労働センター）内の「OSAKAしごとフィールド」では、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての求職者に対し、就職活動についてのきめ細やかな情報の提供や個別支援を実施しています。就職活動のポイントが学べるセミナー、職場体験等を実施しており、カウンセラーが就職決定のために必要なサービスを求職者に応じてアドバイスします。また、大阪東ハローワークコーナーでは、職業紹介等をおこなっています。

OSAKAしごとフィールド

＜所在地＞ 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか（府立労働センター）本館2・3階（受付は2階です。）

〔最寄り駅〕Osaka Metro谷町線・京阪 天満橋駅 Osaka Metro堺筋線・京阪 北浜駅

＜電話番号＞ 06-4794-9198

＜開館時間＞ 月～金：9:30～20:00

　　土：9:30～16:00

（利用サービスによって異なるため要確認）

＜休館日＞ 日・祝・年末年始

名称	対象、サービス内容
キャリアカウンセリング（要予約）	これまでの仕事内容や希望をお伺いし、早期就職決定につながるサポートを行います。 ＜相談時間＞月～金10:00～20:00
面接特訓（要予約）	応募先を想定し、本番ながらの模擬面接を行います。応募書類もあわせてチェックします。
セミナー（要予約）	マナーや身だしなみ、書類の書き方や多様な業界の研究など、就活に役立つ講座を開講しています。
大阪府地域若者サポートステーション	働くことに対する様々な悩みを持つ15歳から49歳までの無業者に対して、働くことへ一歩踏み出せるよう、相談・体験などの支援を行っています。相談は予約制です。 ＜予約・問い合わせ電話受付時間＞ 月～金 9:30～17:00 ＜相談時間＞ 月～金 10:00～16:00 土 10:00～15:00（第1・3土曜） 夜間相談 水 17:00～19:00 木 17:00～19:00（月1回） ※日・祝・年末年始休
子育て・しごと応援ルーム「ふあみタス」	仕事と家庭や、子育て等の両立をめざす方に、就職活動や保育所探しのアドバイスを行っています。面接時等にご利用いただける一時保育サービスも行っています。（無料。対象：6か月～2歳） ＜相談時間＞月～金 10:00～17:30
大阪東ハローワークコーナー	ハローワークの職員による職業紹介や職業訓練の受講指導等を実施します。求人情報検索用のPCを設置しており、求人検索が可能です。 ＜利用時間＞月～金 10:00～18:30 ※土・日・祝・年末年始休

【担当課】商工労働部雇用推進室 就業促進課

大阪府労働環境課(労働相談センター)における労働相談等の実施

働く上での労使間のトラブル等(解雇、退職勧奨、職場のいじめなど)について、労使の自主的な問題解決を支援するため、電話、面談及びオンラインにより相談に応じ、助言・アドバイス等を行っています。高度な知識や判断を要する相談については、弁護士や社会保険労務士等による専門相談も実施しています。

さらに、公正・中立な立場で労働者と使用者との間に入り、話し合いによる紛争の解決を援助する「個別労使紛争解決支援制度」を実施しています。

○労働相談

(相談の内容) 労使間で生じた労働問題、テレワークに関する問題に関し、情報の提供、相談等を実施

(相談の対象) 府内在住・在勤の労働者、事業主

(相談の方法) 電話相談、面談相談、オンライン相談(府HP「オンライン労働相談予約システム」からご予約下さい)

(相談担当者) 労働相談センター職員等

※弁護士、社会保険労務士による専門相談も実施

※医師、臨床心理士等による職場のメンタルヘルス専門相談も実施

(予め、職員による相談を経た上で、事前予約により実施しています。)

(相談の日時) 平日9時～12時15分、13時～18時

・毎週木曜日は20時まで(木曜日が祝日の場合、その翌日の金曜日)実施(テレワークサポートデスク、社会保険労務士相談、職場のメンタルヘルス専門相談を除く)

・弁護士相談についても、第1、3木曜日は20時まで実施しています。

(お問い合わせ) 労働相談:06-6946-2600

セクハラ・女性相談:06-6946-2601

テレワークサポートデスク:06-6946-2608

(所 在 地) 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館3階

○個別労使紛争解決支援制度

個別労使紛争(労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争)について、大阪府労働環境課(労働相談センター)と大阪府労働委員会の連携による「調整」「あっせん」の制度を設け、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を支援しています。

※ この制度を利用するにあたっては、事前に労働相談を受けていただく必要があります。また、原則として、相談者自身が一定の取組を行ったにもかかわらず、紛争当事者間では解決が困難な場合に実施します。

【担当課】商工労働部雇用推進室 労働環境課

市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施

各市町村地域就労支援センターでは、就職困難者に対して、専門の就労支援コーディネーターが就職に関する相談に応じるほか、各種講習や求人情報の提供等の支援を実施しています。

市町村名	住所	連絡先
大阪市	大阪市浪速区木津川2-3-8 A'ワーク創造館内	06(6567)6890 0120(939)783
堺市	堺市堺区大仙西町2-69-9 (公財)堺市就労支援協会内 ジョブシップさかい	0120(010)908
岸和田市	岸和田市岸城町7-1 岸和田市魅力創造部産業政策課内	072(423) 9621
豊中市	豊中市庄内幸町4-29-1 庄内コラボセンター内	06(6398) 7463
	豊中市北桜塚2-2-1 豊中市立生活情報センターくらしかん内	06(6858) 6861
池田市	池田市新町1-8 市民活動交流センター4階	072(751)0574
吹田市	吹田市昭和町 12-1 吹田市立勤労者会館3階	06(6170)6125
	吹田市岸部中1-22-2 吹田市交流活動館内	06(6388)5791
泉大津市	泉大津市東雲町9-12 市役所4階 人権くらしの相談課窓口	0725(33)1131
高槻市	高槻市桃園町2-1 高槻市健康福祉部福祉事務所 福祉相談支援課内 くらしこセンター	072(674)7767
貝塚市	貝塚市畠中1-17-1 貝塚市健康福祉部市民相談室内	072(433)7086
守口市	守口市京阪本通2-5-5 守口市民生活部地域振興課内 くらしサポートセンター守口	06(6998)4510
枚方市	枚方市岡東町 12-1-502 ひらかたサンプラザ1号館5階 NPO 法人枚方人権 まちづくり協会内	072(844)8788
茨木市	茨木市駅前3-8-13 茨木市産業環境部商工劳政課内	072(620)1620
八尾市	八尾市光町2-60 八尾市ワークサポートセンター内	072(929)0040
	八尾市桂町2-37 桂人権コミュニティセンター内	072(920)7124
	八尾市安中町8-5-30 安中人権コミュニティセンター内	072(920)7124
	八尾市南太子堂2-1-45 龍華コミュニティーセンター内	072(920)7124
	八尾市山本町1-8-11 山本コミュニティーセンター内	072(920)7124
	八尾市志紀町1-153-503 志紀サテライト	072(920)7124
泉佐野市	泉佐野市上町3-11-48 泉佐野市生活産業部まちの活性課内	072(469)3131
	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター内	072(464)5726
	泉佐野市南中桜井 476-2 泉佐野市立南部市民交流センター内	072(466)6464
富田林市	富田林市若松町1-9-12 富田林市立人権文化センター内	0721(24)3700
寝屋川市	寝屋川市早子町 16-11-101 京阪寝屋川市駅南 口1階ねやがわシティ・ステーション内	072(828)0751
河内長野市	河内長野市原町1-1-1 河内長野市環境経済部産業観光課内	0721(53)1111
松原市	松原市阿保1-1-1 松原市市民生活部産業振興課内	072(334)1550
大東市	大東市住道2-2 大東サンメイツ二番館4階ワークサポート大東内	072(870)5370
	大東市野崎1-24-1 野崎人権文化センター内	072(879)1818
	大東市北条3-10-5 北条人権文化センター内	072(877)5050

市町村名	住所	連絡先
和泉市	和泉市府中町 2-7-5 和泉市市民生活部くらしサポート課内	0725(99)8124
	和泉市伯太町 6-1-20 和泉市立人権文化センター(ゆう・ゆうプラザ)内	0725(99)8124
	和泉市いぶき野 5-4-7 和泉シティプラザ南棟 2階	0725(99)8124
	和泉市太町 552 和泉市北部リージョンセンター 内	0725(99)8124
	和泉市仏並町 398-1 和泉市南部リージョンセンター内	0725(99)8124
箕面市	箕面市西小路 4-6-1 箕面市地域創造部箕面営業室	072(724)6727
	箕面市萱野 1-19-4 萱野中央人権文化センター(らいとぴあ21)内	072(722)7400
	箕面市桜ヶ丘 4-19-3 桜ヶ丘人権文化センター(ヒューマンプラザ)内	072(721)4800
柏原市	柏原市大正 2-10-1 柏原市勤労者センター(K・Iホール)内 1階	072(972)5573-5586
羽曳野市	羽曳野市向野 2-9-7 羽曳野市立人権文化センター内	072(937)0860
	羽曳野市誉田 4-1-1 羽曳野市役所 2階経済労働課内	072(947) 3714
門真市	門真市中町 1-1 人権市民相談課内	06(6902)6079
摂津市	摂津市三島 1-1-1 摂津市生活環境部産業振興課内	06(6383)1362
高石市	高石市加茂 4-1-1 高石市政策推進部経済課内	072(275)6164
藤井寺市	藤井寺市岡 1-1-1 藤井寺市市民生活部商工労働課内	072(939)1337
東大阪市	東大阪市荒本 2-6-1 荒本人権文化センター内 1階	06(6784)5811
	東大阪市永和 1-15-2 公益社団法人東大阪市シルバー人材センター 内 1階	06(6727)1920
	東大阪市長堂 1-8-37 ヴェル・ノール布施 4階	06-4306-5475
泉南市	泉南市樽井 9-16-2 泉南市立市民交流センター内	072(485)1401
四條畷市	四條畷市中野本町 1-1 四條畷市無料職業紹介所	072(877)2121
交野市	交野市天野が原町 5-5-1 交野市立保健福祉総合センター 交野市総務部人権と暮らしの相談課内	072(817)0997
大阪狭山市	大阪狭山市狭山 1-2384-1 大阪狭山市民生活部産業振興・魅力創出グ ループ内	072(366)6789
阪南市	阪南市尾崎町 35-1 阪南市市民部生活環境課内	072(472)6111
島本町	三島郡島本町広瀬 2-22-27 島本町立人権文化センター内	075(961)7830
豊能町	豊能郡豊能町余野 414-1 豊能郡建設部農林商工課内	072(739)3424
能勢町	豊能郡能勢町宿野 28 能勢町産業建設部地域振興課内	072(734)3976
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1 忠岡町産業まちづくり部産業建築課内	0725(22)1122
熊取町	泉南郡熊取町野田 1-1-1 熊取町住民部産業振興課内	072(452)6085
田尻町	泉南郡田尻町嘉祥寺 883-1 田尻町総合保健福祉センター内	072(466)5018
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川 1905-22 岬町文化センター内	072(492)3270
	泉南郡岬町淡輪 343-12 岬町交流センター内	072(492)1508
太子町	南河内郡太子町大字山田 88 太子町まちづくり推進部観光産業課内	0721(98)5521
河南町	南河内郡河南町大字白木 1359-6 河南町まち創造部 農林商工観光課内	0721(93)2500
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪大字水分 180 千早赤阪村産業建設部農林商工課内	0721(26)7128

【担当課】商工労働部雇用推進室 就業促進課

技専校における職業訓練の実施

就職・転職しようとする人のために、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得できるよう、府内4か所の府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校において、職業訓練を実施しています。

名称	住所・電話番号	科目名(令和6年度)
北大阪高等職業技術専門校	枚方市津田山手2-11-40 072(808)2151	3Dモデルクラフト科、ロボティックオートメーション科、ICT プログラミング科、建築設計科、建築設備科、建築インテリア科 <知的障がいのある方>ワークトレーニング科
東大阪高等職業技術専門校	東大阪市菱江6-9-10 072(964)8836	電気工事科、機械 CAD デザイン科、ビル管理科 <新中卒等の方>プロダクトサポート科、ものづくり金属科
夕陽丘高等職業技術専門校	大阪市天王寺区上汐4-4-1 06(6776)9900	ビル設備管理科、ビルクリーニング管理科、建築内装 CAD 科 <発達障がいのある方>キャリアチャレンジ科 <知的障がいのある方>ワークアシスト科 <精神障がいのある方>ジョブステップ科
南大阪高等職業技術専門校	和泉市テクノステージ2-3-5 0725(53)3005	自動車・車体整備科、Webプログラミング科、電気主任技術科、情報通信科、空調設備科、化学ビジネス科
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台5-1-3 072(296)8311	<障がいのある方(障がいの種別を問わない科目)>CAD技術科、Web デザイン科、OAビジネス科、オフィス実践科 <知的障がいのある方>ワークサービス科 <精神障がいのある方>職域開拓科 <発達障がいのある方>Jobチャレンジ科

<参考>

・諸経費	入校選考料	2,200 円(入校願書提出の際に納付いただきます。)
	入校料	5,650 円(入校選考に合格した方に納付いただきます。)
	授業料	118,800 円(年額) 授業料については、減免制度があります。詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課(06-6210-9532)までお問合せください。 教科書代、作業服代などの実費が必要です。 ※夕陽丘高等職業技術専門校、東大阪高等職業技術専門校、南大阪高等職業技術専門校(空調設備科のみ)、大阪障害者職業能力開発校、障がいのある方向けの科目については授業料等が無料です。
・入校時期		
春(4月)、秋(10月)の年2回		
・募集時期		
4月入校生	12月選考	11月上旬から11月下旬頃
2月選考		
10月入校生		
3月選考		
7月選考		
8月選考		
9月選考		
(障がい者を対象とした科目は、募集時期が異なります。)		
※夕陽丘校は12月選考・7月選考を実施しません。		
※募集期間は変更になる可能性があります。		
・訓練期間		
6か月間、1年間又は2年間(科目により異なります)		
・訓練時間		
平日(月～金) 9:00～16:30 ※校、科目によって訓練時間が異なります		
・休校日		
土・日曜日、祝日(夏期休校、冬期休校、春期休校がありますが、各校で異なります)		

【担当課】商工労働部雇用推進室 人材育成課

母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談等の実施

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス、養育費の相談など生活支援サービスを提供しています。

電話番号	相談受付時間等
06-6748-0263	月曜日～土曜日 10:00～16:00 ※要予約・保育あり

<問い合わせ先>母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府立母子・父子福祉センター内）電話 06-6748-0263
大阪市東成区中道1-3-59 2F

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業

よりよい就業に向けた能力の開発など、母子家庭の母等の就労のための給付金を支給。

(実施主体:府[福祉事務所未設置町村所管区域]、市、福祉事務所設置町)

○ 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座として指定された講座を受講した場合に訓練給付金を支給します。受講前の事前相談が必要で、所得が一定額以上ある場合は受給できません。また雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある方は、費用の一部が支給される場合があります。

○ 高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)を取得するために、養成機関で6月以上修業する場合に、生活費の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。なお、所得が一定額以上ある場合は受給できません。

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

f 経済的負担の軽減

犯罪被害者やそのご家族の方は、犯罪により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより経済的に困窮することが少なくありません。こうした犯罪被害者等に対し、一定の要件に基づき、経済的支援を行っています。

無料法律相談の実施

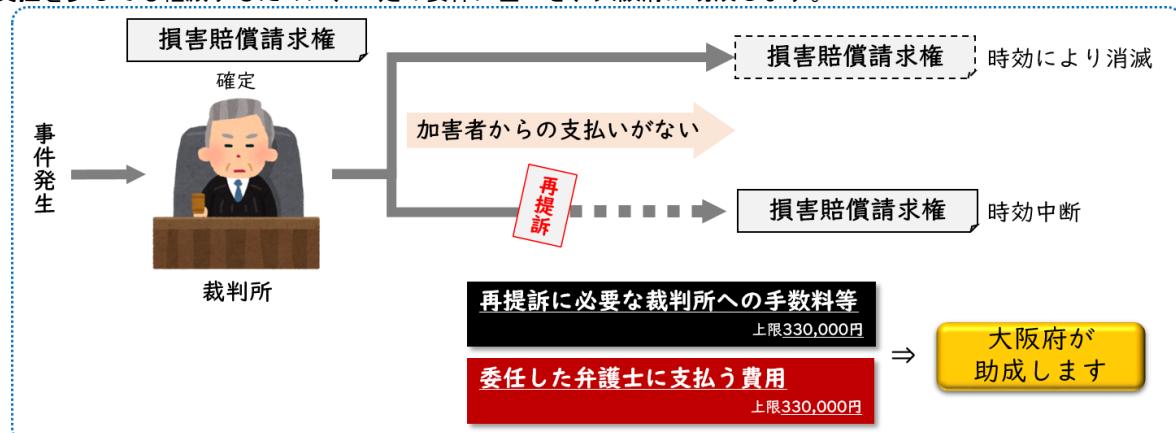
「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」（72 ページ参照）の支援対象者に対して、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。

- 【対象者】 「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」の支援対象者
(ただし、国、市町村、法テラス、弁護士会等の無料法律相談を利用した者は除く)
- 【実施内容】 刑事裁判、民事裁判、示談等に係る相談
1 つの事件につき 1 回まで（上限 1 時間 30 分）
- 【実施方法】 大阪被害者支援アドボカシーセンターへ委託。
希望者は計画作成責任者（大阪被害者支援アドボカシーセンター）を通じての申込みが必要。

【担当課】 危機管理室 治安対策課

再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効消滅を 10 年と定めています。時効成立を免れるための手段として、時効成立前に再び裁判を起こす場合がありますが、再提訴費用は被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するために、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。



〈助成の対象・条件〉

対象費用	再提訴に要した費用のうち、再提訴の際に裁判所に対して支払う費用及び委任した弁護士に對し支払う費用
上限回数	1 つの損害賠償請求について、1 回
上限金額	1 つの損害賠償請求について、裁判所に対し支払う費用及び委任した弁護士に支払う費用についてそれぞれ 33 万円
対象者	次のいずれにも該当している方 (1) 対象犯罪行為により死亡又は重傷病を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者 (2) 再提訴をした日において府内に住所を有している者 ※対象犯罪行為…殺人、強盗、危険運転致死傷など ※重傷病…全治 1 カ月以上の加療を要するもの
適用時期	施行日（平成 31 年 4 月 1 日）以降に再提訴を行った場合に適用
その他	申請には申請書やその他証明書の提出が必要

【担当課】 危機管理室 治安対策課

自立支援医療費（精神通院）制度

指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病的治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度を実施しています。

制度を利用するには、お住まいの市町村の担当課に自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書を提出し、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受ける必要があります。

【対象】 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患有し、継続して通院治療を必要とする方です。具体的には、通院される医療機関等にご相談ください。
※精神疾患以外の治療は対象となりません。

【利用できる医療機関】 各都道府県等の指定を受けた医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等)の中から選定し、受給者証に記載された医療機関でのみ自立支援医療を受けることができます。
指定を受けているかどうかは、各医療機関又は、市町村の担当窓口にお尋ねください。
なお、特別な理由がなければ、通院先は1箇所に限られます。薬局については、2箇所までの選定を可能とします。

【申請方法】 ○提出書類

- ア 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- イ 同意書兼世帯状況申出書
- ウ 市町村民税課税証明書
※必要となる場合がありますので、市町村担当窓口にご相談ください。
- エ 健康保険証の写し
※同一保険に加入している家族全員分
- オ 自立支援医療(精神通院)診断書
※通院先の指定自立支援医療機関が発行したもの
- カ 受給者証
※変更申請の場合は必要です。
なお、継続、転入申請の場合も提出をお願いします。

○提出先

お住まいの市町村精神保健福祉担当課（東大阪市は保健センター）に提出してください。

【担当課】 健康医療部保健医療室 地域保健課

ひとり親家庭医療費助成

大阪府は市町村が実施しているひとり親家庭医療費助成制度に対して補助を行っています。

ひとり親家庭医療費助成制度とは、親が離婚した、死亡した等の児童の家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

【対象】 大阪府内の市町村に住所があり、下記に該当する方

- (1) 18歳に到達した年度末日までの子
※児童扶養手当法に準じた要件となります。
- (2) (1) の子を監護する父又は母
- (3) (1) の子を養育する養育者
(お住まいの市町村により異なる場合があります。)

【所得制限限度額】 下記表の額未満の方が対象になります。

(単位：円)

扶養親族等の数	父又は母及び孤児でない子の養育者	孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000
5人	3,820,000	4,260,000

◆所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には上記の額に次の額を加算した額。

1 本人の場合は、

- (1)同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族一人につき10万円、
- (2)特定扶養親族一人につき15万円

2 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族一人につき6万円

◆扶養親族等が6人以上の場合には、一人につき38万円（扶養親族等が注の場合はそれぞれ加算）を加算した額。

※この所得制限は、児童扶養手当の一部支給制限を準用しています。

【申請方法】 お住まいの市町村で申請をすると、『ひとり親家庭医療医療証』が発行されます。大阪府内の医療機関であれば、『ひとり親家庭医療医療証』を窓口で提示すれば、一部自己負担額を支払うことで医療を受けることができます。

ただし、以下の場合は、一旦医療費をお支払い頂き、後日市町村窓口で領収書等を添えて申請して頂くと一部自己負担額を除いた医療費が返還されます。

- ◆『ひとり親家庭医療医療証』の申請をしたが、交付が後日の場合
- ◆大阪府以外の医療機関で医療を受けた場合
- ◆治療用装具の支給において療養費払いで支給された場合 等

※各種医療保険の対象とならない費用（診断書料、薬のビン代、差額ベッド代等）については、医療費助成の対象になりません。

詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

【担当課】 福祉部子ども家庭局 子ども青少年課

重度障がい者医療費助成

大阪府は市町村が実施している重度障がい者医療費助成制度に対して補助を行っています。

重度障がい者医療費助成制度とは、重度の障がいがある方に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

【対象】大阪府内の市町村に住所がある、下記に該当する人です。

- (1) 障がい等級が1級・2級の身体障がい者手帳をお持ちの方
- (2) 重度の知的障がいの方
- (3) 中度の知的障がいで身体障がい者手帳をお持ちの方
- (4) 障がい等級が1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
- (5) 特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちで、かつ障がい年金1級または特別児童扶養手当1級に相当する方

(お住まいの市町村により異なる場合があります)

【所得制限限度額】

(単位:円)

扶養親族等の数/ 老人扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
0人	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000	6,621,000
1人	-----	5,201,000	5,581,000	5,961,000	6,341,000	6,721,000
2人	-----	-----	5,681,000	6,061,000	6,441,000	6,821,000
3人	-----	-----	-----	6,161,000	6,541,000	6,921,000
4人	-----	-----	-----	-----	6,641,000	7,021,000
5人	-----	-----	-----	-----	-----	7,121,000

扶養親族等1人増 380,000 円加算

老人扶養親族1人増 100,000 円加算

特定扶養親族がある者については上記の額に1人増 250,000 円加算した額

【申請方法】

お住まいの市町村で申請をすると、『重度障がい者医療医療証』が発行されます。

大阪府内の医療機関であれば、『重度障がい者医療医療証』を窓口で提示すれば、一部自己負担額を支払うこと で医療を受けることができます。

ただし、以下の場合は、医療機関の窓口で一旦医療費をお支払い頂き、後日市区町村窓口で領収書等を添えて申請して頂くと一部自己負担額を除いた医療費が返還されます。

◆『重度障がい者医療医療証』の申請をしたが、交付が後日の場合

◆大阪府以外の医療機関で医療を受けた場合

◆治療用装具の支給において療養費払いでの支給された場合 等

※市町村から発行されている医療証(原則、毎年11月更新)の名称は、市町村によって異なる場合があります。

※各種医療保険の対象とならない費用(診断書料、薬のピン代、差額ベッド代等)については、医療費助成の対象に なりません。

詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

【担当課】福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

大阪府私立高等学校等授業料減免制度

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校(全日制・定時制・通信制課程)、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒及び大阪府内の私立専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者等(※)が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

また、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立小学校、中学校又は中等教育学校(前期課程)に在学する児童・生徒の保護者等が、過去に本制度にかかる授業料の減免措置を受け、その翌年度以降も継続して低所得である場合についても、修学を支援するよう事業を拡充しています。

※学校教育法第16条に規定する保護者(親権を持つ者)で、かつ、大阪府内に在住する方に限ります。

＜対象・助成＞

家計急変事由	免除される金額
<p>【高校段階の生徒の場合】 下記2点をいずれも満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none">令和6年1月以降に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により保護者等が失職し、令和6年4月以降も引き続き失職している場合就学支援金家計急変制度の認定を受けていること	失職している期間(令和6年度内)の授業料の全額
<p>【小・中学校段階の児童生徒の場合】 下記2点をいずれも満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none">保護者等の勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)に伴い、令和6年の総所得金額(見込み)が令和5年の総所得金額の2分の1以下に減少していること令和5年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額(※)を超えている場合であり、かつ令和6年の課税総所得金額(見込み)が98万円に次の金額を加えた額(※)以下となっていること0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり 33万円16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり 12万円※4人世帯(夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯)の場合、年収めやすは450万円です。	令和6年度の年間授業料の2分の1
<p>【小・中学校段階の児童生徒のみ】 過去に本制度にかかる授業料の減免措置を受け、その翌年度以降も、継続して年収が400万円未満相当かつ資産保有額が700万円未満であること</p>	令和6年度の年間授業料(月額28,000円上限)

＜申請の手続き＞

・在籍する私立学校で申請手続を行います。私立学校から配付される授業料減免申請書に「雇用保険受給資格者証」、「廃業届」、「納税通知書」等の必要書類を添付のうえ、定められた期限までに学校へ提出してください。

＜留意点＞

・この制度は奨学金とは異なり、返済する必要はありません。
・過去、この制度により授業料の減免を受けたことがある方は対象となりません。

【担当課】教育庁 私学課

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度

大阪の子どもたちが、中学卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立高校や高等専修学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金と併せて、大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

・受給要件

○就学支援金(国制度)

- ①毎月1日に、日本国内の私立高等学校等に在学していること。
- ②保護者の所得が基準額未満であること。

○授業料支援補助金(府制度)

- ①生徒とその保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
 - ②10月1日(基準日)に大阪府内の私立高等学校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- ※令和6年度の高校3年生の方は毎月1日を基準日とします。
- ③生徒が就学支援金を受給していること。

※令和6年度の高校3年生の方は、就学支援金において「不認定」になった方も府授業料支援補助金を受給で
きます。

- ④保護者の所得が基準額未満であること。

※令和6年度の高校3年生の方は、この限りではありません。

※この制度は奨学金とは異なり、返済する必要はありません。

〈対象・助成:平成31年度以降入学生の場合〉

【全日制】

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※1	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額 ※2	就学支援金 (国) ※3	授業料支援補助金 (府)	保護者負担 (授業料が60万円 の学校の場合)
Aランク	590万円未満	154,500円未満	396,000円	204,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	600,000円

〔3段書きの<　　>内は、私立高校生を含めて2人の子どもを扶養する世帯等の場合

(　　)内は、私立高校生を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯等の場合※(2)〕

【通信制】※1単位あたりの授業料が9,000円、年間の施設整備費が30,000円の場合

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※1	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額 ※2	就学支援金 (国) ※3	授業料支援補助金 (府)	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	9,000円(※4)	1,032円	0円
府対象外	910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	就学支援金を 差し引いた額
国対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	全額

※1 モデル世帯とは、4人世帯(保護者どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))のケースです。

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算)」の合算

※3 就学支援金の支給額は、年間の履修単位数が30単位以下の場合の1単位あたりの支給額です。

※4 Aランクの就学支援金の支給上限額は10,032円ですが、1単位あたりの授業料が10,032円よりも低い場合は、授業料額を上限に支給されます。

〈対象・助成:令和6年度の高校3年生の場合〉

【全日制】

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※1	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額 ※2	就学支援金(国)と 授業料支援補助金(府)の 支給額の合計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	630,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満		0円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		63万円を超える額
Dランク (国所得制限)	910万円以上	304,200円以上		63万円を超える額

【通信制】 ※1単位あたりの授業料が10,000円、年間の施設整備費が70,000円の場合

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※1	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額 ※2	就学支援金(国)と 授業料支援補助金(府)の 支給額の合計助金	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	12,030円(※3)(※4)	0円
Bランク	910万円未満	304,200円未満		12,030円を超える額
Cランク (国所得制限)	910万円以上	304,200円以上		12,030円を超える額

※1 モデル世帯とは、4人世帯(保護者どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))のケースです。

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算)」の合算

※3 就学支援金の支給額は、年間の履修単位数が30単位以下の場合の1単位あたりの支給額です。

※4 就学支援金(国)と授業料支援補助金(府)の合計支給上限額は12,030円ですが、1単位あたりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料額を上限に支給されます。

詳しくは大阪府私学課のホームページをご確認ください。

【担当課】 教育庁 私学課

奨学のための給付金制度（国公立・私立）

※以下の説明は、令和6年度のものです。令和7年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

1 制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

2 支給の要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
 - ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※）
 - ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること。
 - ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和7年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
 - ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）
- ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
- ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

3 給付金額

対象生徒の区分	給付金額（6年度）	
	国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 (全日制・定時制・通信制とも同額)	32,300円	52,600円
申請年度の所得割 非課税世帯	全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	122,100円 142,600円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	143,700円 152,000円
	通信制に在学する生徒	50,500円 52,100円
申請年度の所得割非課税世帯に扶養されている専攻科に在学する生徒	50,500円	52,100円

4 申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年7月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。

受給申請書や添付書類、その提出方法などは、国公立の高等学校等と私立の高等学校等で異なります。

国公立の高等学校等は、受給申請書を学校で配付しますので、学校を通じて提出をお願いします。

私立の高等学校等で生徒本人が大阪府認可校に在学する場合は、在学する場合は、在学する場合は、保護者等が直接、申請に必要な書類を、大阪府私学課奨学のための給付金担当に郵送で提出してください。

5 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、国公立の高等学校等については12月頃、私立の高等学校等については1月頃を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、国公立の高等学校等および大阪府が認可する私立の高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【担当課】（国公立）教育庁 施設財務課、（私立）教育庁 私学課

大阪公立大学工業高等専門学校 高等学校等就学支援金等

＜高等学校等就学支援金等の概要＞

教育の機会均等を図るため、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、大阪公立大学工業高等専門学校の1年生から3年生(36ヶ月限度)を対象に、国と大阪府等からの助成により、高等学校等就学支援金等が支給されます。

また、大阪府の助成制度が拡充されたことにより、令和6年度は大阪公立大学工業高等専門学校の本科3年生について、要件を満たす場合は保護者等の所得・子どもの人数に関わらず、授業料が無償となります。

＜世帯状況別の保護者負担額(令和6年度)＞

【本科1・2年生】

授業料年額:234, 600 円

学生の世帯状況			軽減額		保護者負担
モデル世帯の年収めやす ^{※1}	所得判定基準額 ^{※2}	扶養状況 (世帯の子どもの人数) ^{※3}	就学支援金	就学支援補助制度	
590万円未満	154, 500円未満	一	234, 600円	0円	0円
800万円未満	251, 100円未満	1人	118, 800円	0円	115, 800円
		2人		15, 800円	100, 000円
		3人以上		115, 800円	0円
910万円未満	304, 200円未満	1人～2人	118, 800円	0円	115, 800円
		3人以上		15, 800円	100, 000円
910万円以上	304, 200円以上	一	0円	0円	234, 600円

【本科3年生】

授業料年額:234, 600 円

学生の世帯状況		軽減額		保護者負担
モデル世帯の年収めやす ^{※1}	所得判定基準額 ^{※2}	就学支援金	授業料支援補助制度	
590万円未満	154, 500円未満	234, 600円	0円	
910万円未満	304, 200円未満	118, 800円	115, 800円	
910万円以上	304, 200円以上	0円	234, 600円	

※1 モデル世帯とは、4人世帯(夫婦どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上 19歳未満1人、16歳未満1人))の世帯です。年収はあくまでめやすです。実際は※2のとおり、市町村民税の税情報をもとに所得判定を行います。

※2 所得判定基準額は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)にて算出します。(政令指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3をかけて計算します。)

- 早生まれ学生の場合は、市町村民税の課税標準額(課税所得額)から33万円減額した額に6%をかけて算出
- 政令指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3をかけて算出

※3 高校生を除く19歳以上は、在学者に限ります。

＜申請方法＞

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書は、対象者全員に配付。必要書類を添付して、学校が指定する期日までに提出。

【担当課】副首都推進局 公立大学法人担当

大阪公立大学授業料の減免制度

国と府の支援に該当せず経済的理由のため授業料を納付することが困難な者等を対象に、授業料の免除(全額・一部)する制度です。

(申請資格)

大阪公立大学、大阪府立大学又は大阪市立大学に在籍し、経済的理由のため授業料を納付することが困難な者で、次の要件に該当する者

学生等の要件	申請可能	申請不可
学部・学域生	<ul style="list-style-type: none">高等教育の修学支援新制度（＝国制度）「大学への入学時期に係る基準」※1に該当しない者前年度の累計 GPA 上位 1/2 以上の者（2021 年度以前入学の医学部医学科に在籍する者は、過去において留年することなく進級している者）で、修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者（新入生はこの限りではありません）	左記以外（国制度に申請可能な者）
大学院生	<ul style="list-style-type: none">博士前期課程、修士課程の 1 年生又は大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、「法曹」と言う。）の 1・2 年生に在籍する 2020 年度以降に入学した者のうち、大阪公立大学等授業料等支援制度（現行制度）※2 「申請要件」に該当しない者博士前期課程、修士課程の 2 年生又は法曹の 3 年生に在籍する者のうち、大阪公立大学等授業料等支援制度（新制度）※3 「申請要件」に該当しない者博士後期課程又は博士課程に在籍する者研究計画が予定通り進捗している者（法曹に在籍する者は学業における目的について）で、修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者	<ul style="list-style-type: none">左記以外（府制度に申請可能な者）法曹に在籍する者のうち、特待生になった者
学部・学域生 大学院生共通	<p>申請回数（最短修業年限と同回数が上限）を越えてない者、但し長期履修生制度を利用している者は在籍予定年限を上限回数とする</p>	<ul style="list-style-type: none">過去に留年をした者留学生

※1 国の高等教育の修学支援新制度「大学への入学時期に係る基準」は文部科学省ホームページで確認してください。

※2 大阪公立大学等授業料等支援制度（現行制度）「申請要件」

- 原則、大学院入学の前年度末年齢が 24 歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院博士前期課程、修士課程又は法曹に入学した者
- 学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、入学日の 3 年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していること

※3 大阪公立大学等授業料等支援制度（新制度）「申請要件」

- 原則、大学院入学の前年度末年齢が 24 歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院博士前期課程、修士課程又は法曹に入学した者
- 学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、基準日（最初に新制度の対象となる年度の 4 月 1 日）の 3 年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していること

(申請方法等)

大阪公立大学の WEB サイトから申請書類をダウンロードの上、大学が定める期限内に MS Forms からオンライン申請してください。

(審査について)

- 申請資格に該当する者を対象に、経済状況から全額免除、2/3 免除、1/3 免除、不採択の審査を行います。
- 学修計画書（学部・学域生）・課題（大学院生）、成績（履修した授業評価等）を考慮したうえで、各学部・学域・研究科で認められた者に対し、経済状況と併せて総合的に減免採択者を決定します。
- 経済状況は申請年度前年の収入（所得）により審査を実施します。

(問い合わせ先)

学生課 学生奨学支援室（授業料減免担当）

gr-gks-genmen@omu.ac.jp／平日 9:00～17:15

【担当課】副首都推進局 公立大学法人担当

大阪公立大学等の授業料等の無償化

親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の入学料及び授業料の無償化を令和2年度入学生から実施しています。

また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざしています。

【支援の対象及び要件】

①対象の学生(令和6年度)

《現行制度》

- ・大阪公立大学の学生(学部・学域1~3年次、大学院(博士前期(修士)課程)1年次、法科大学院1・2年次)
- ・大阪府立大学及び大阪市立大学の学生(学部・学域1~3年次、法科大学院1・2年次)
- ・大阪公立大学工業高等専門学校の学生(本科4、5年生及び専攻科1年生)

《新制度》

- ・大阪公立大学の学生(大学院(博士前期(修士)課程)2年次、法科大学院3年次)
- ・大阪府立大学及び大阪市立大学の学生(学部・学域4年次、生命環境科学域(獣医学類)5・6年次、医学部医学科5・6年次、大学院(博士前期(修士)課程)2年次、法科大学院3年次)
- ・大阪公立大学工業高等専門学校の学生(専攻科2年生)

※1 令和2年度より前に大学等に入学した在学生・在校生は、支援の対象となりません

※2 大学院生は、大学卒業後、引き続いて博士前期(修士)課程等に入学した者

※3 高専の専攻科生は、高等専門学校、短期大学等を卒業後、引き続いて高専専攻科に入学した者

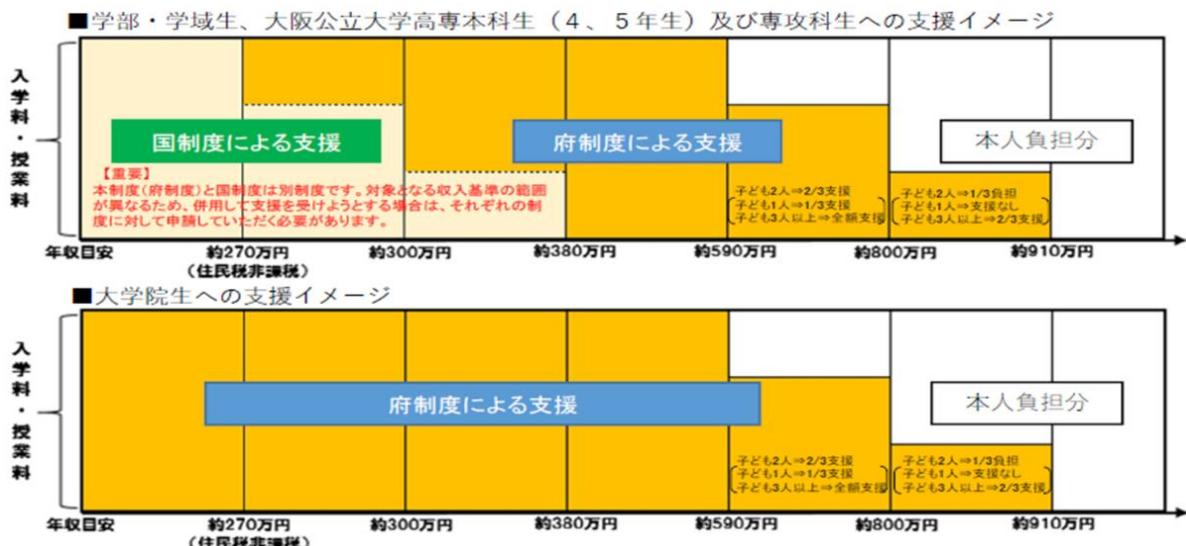
②支援の要件

- ・学生本人及びその生計維持者の府内在住(入学日の(新制度では最初に新制度の対象となる年度の4月1日を基準日として)3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有すること)や家計の経済状況(新制度では撤廃)、在学時における学業成績等の要件あり

【支援のイメージ】

《現行制度》

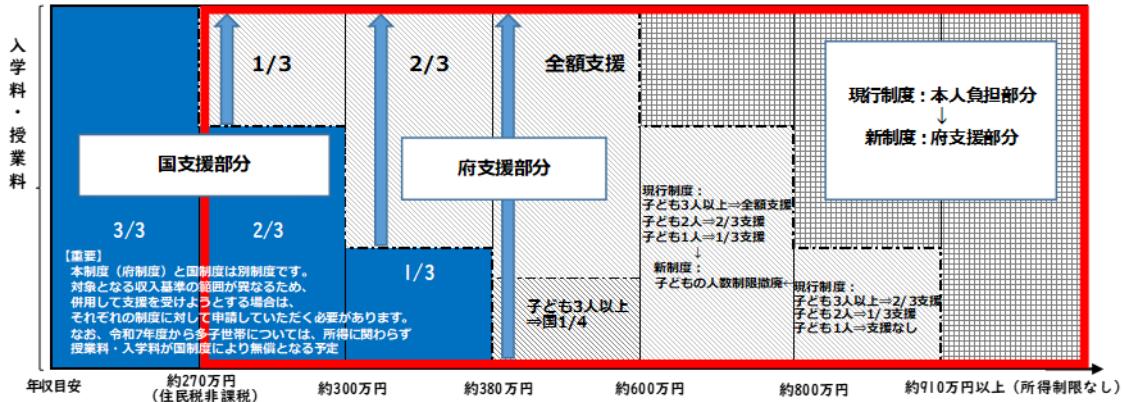
- ・中、低所得者層(年収目安 590万円未満世帯)は、『国+府』制度もしくは『府』制度の支援により無償
- ・年収目安 590万円から 910万円未満世帯までは、世帯年収や子どもの数に応じた支援を実施



《新制度》

- ・低所得者層(年収目安 380 万円未満世帯)は、『国+府』制度の支援により無償
- ・中所得者層(年収目安 600 万円未満世帯)の多子世帯(扶養する子どもの数が3人以上)についても、『国+府』制度の支援により無償

■学部・学域生、大阪公立大学高専本科生(4, 5年生)及び専攻科生への支援イメージ



■大学生への支援イメージ



※上のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の年収目安です。

【申請の手続き】

大学等入学後、在学する各大学等において申請手続きを行います。定められた期限までに必要な申請書類等を各大学等へ提出してください。

なお、『国+府』制度の支援を受ける場合は、国の修学支援新制度と大阪府独自の授業料等支援制度のそれぞれに申請手続きが必要です。

※支援の対象となる要件の詳細、その他事項については下記ホームページをご確認ください。

＜アドレス＞ <http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

＜お問い合わせ先＞ 副首都推進局公立大学法人担当(授業料等無償化担当) 電話:06-6208-8877

【担当課】副首都推進局公立大学法人担当

大阪府育英会奨学金制度

(公益財団法人大阪府育英会における奨学資金、入学時増額奨学資金の無利子貸付)

教育の機会均等と府民の経済的負担を軽減するため、公益財団法人大阪府育英会において、高等学校・高等専修学校等に入学を希望または在学する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金の貸付を行っています。

奨学金には、高等学校等への入学時に必要な経費の支払いに充てるための「入学時増額奨学資金貸付」と、高等学校等在学中の学資の支払いに充てるための「奨学資金貸付」があります。(保護者が大阪府内に住所を有し、所得が基準額未満の方が対象です。)

■所得基準・貸付限度額等

奨学金の種類	対象学校	所得基準 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 (政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)	貸付限度額 [貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額]	
			年収めやす(※1)	
奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※2) +10万円(その他教育費) (授業料実質負担額が無償となる場合は、10万円)
	私立のみ	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上～ 1,000万円未満	24万円(※3) (授業料実質負担額(※2)が24万円を下回る場合は、その額が上限)
入学時増額 奨学資金(※4)	国公立 私立	154,500円未満	590万円未満	※4 国公立：5万円(通信制課程も同額) 私立：25万円(通信制課程は15万円)

◎上記は、令和6年4月1日時点の制度内容です。今後変更になる場合があります。

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯のものです。

※2 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。

※3 府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

※4 高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けするものです。進学後の貸付はできません。

■募集期間等

奨学金の募集には、「予約募集」(中学3年生在学中)と「在学募集」(高等学校等在学中)があります。詳しくは、下記「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※緊急時の募集

保護者の死亡、倒産、失業等により家計が急変した場合や、保護者が火災、風水害、交通事故等の被害を受け、学資の負担が困難となった場合など、家庭の経済状況が急変し、修学が困難となったときは、6月から翌年2月まで、随時申込みを受け付けます。

＜問い合わせ先＞

在学する学校 または
公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課 電話 06-6357-6272
大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

【担当課】教育庁 私学課

《他の奨学金等》 大阪府教育庁 教育振興室高等学校課ホームページ「奨学金について」参照
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html>

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

ひとり親家庭の母または父や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金や技能習得資金などの貸付を行っています。

＜概要＞

貸付を受けることができる対象	①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦(所得制限のある場合あり) ④40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者(所得制限のある場合あり) ※条件により、子どもを借主として貸付を受けることも可
借入の相談及び申込み	住所地の福祉事務所(母子・父子自立支援員)等 ※町村(島本町を除く)にお住まいの方は、住所地を管轄する子ども家庭センター
連帯保証人	連帯保証人が1人必要 ※連帯保証人の要件あり。申請の内容により連帯保証人が不要の場合あり。

借入申込みから貸付金の交付まで一定の日数を要するので、早めの相談が必要(必ず事前相談が必要)
政令市・中核市は各々の市が実施

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

生活福祉資金の貸付け

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと民生委員による必要な生活支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。詳細は下記の申込先または問い合わせ先でご相談ください。

＜貸付の対象となる世帯等＞

- (1) 府内に居住されている方（居住地と住民票が一致すること）
府内に居住する外国人の方は、外国人登録があり、将来とも永住される方
 - (2) 対象となる世帯
「低所得者世帯」、「障がい者世帯」又は「高齢者世帯」
(65歳以上の方等が申し込まれる場合は、65歳未満の連帯保証人が必要)
 - (3) 連帯保証人（借入申込世帯とは別世帯で、安定した収入があり65歳未満の方）が、原則として1名必要
※連帯保証人を設定する場合は無利子。連帯保証人が設定できない場合でも年利1.5%で貸付が可能な場合があります。
 - (4) 以下の世帯は貸付ができません
①生活福祉資金（離職者支援資金、総合支援資金を含む）の連帯保証人がいる世帯
②すでに生活福祉資金、かけこみ緊急資金、大阪市の緊急援護資金など公的な資金を借りて滞納（又は猶予）している世帯
③原則として母子父子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借りている世帯、又は、借入ができる世帯
④破産の申立ての準備、手続中の世帯（特定調整・民事再生などを含む）
- ※資金毎に貸し付け条件が異なるので、下記の申込先または問い合わせ先で確認が必要

＜資金の種類＞

「福祉資金（冠婚葬祭費、住居の移転費、療養費、技能習得費等）」の他、「緊急小口資金」があります。
※「緊急小口資金」…府民が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その世帯の生活の改善・自立のために必要な資金を、生活困窮者自立支援事業の利用を要件として、最大10万円までを無利子、無保証人で貸し付けます。

＜申込先＞

居住地の市町村社会福祉協議会（大阪市内は各区社会福祉協議会）

＜問い合わせ先＞

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会（生活支援部）
(大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館1階 TEL06-6762-9474)

【担当課】福祉部地域福祉推進室 地域福祉課

○社会福祉協議会一覧

	所 在	電話番号		所 在	電話番号
大阪府社会福祉協議会	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館1階	06-6762-9474	柏原市	大県4-15-35 市立健康福祉センター（オアシス）内	072-972-6786
堺市	堺区南瓦町2-1 市総合福祉会館内	072-222-7666	羽曳野市	誉田4-1-1 市立総合福祉センター内	072-958-2315
岸和田市	野田町1-5-5 市立福祉総合センター内	072-437-8854	門真市	御堂町14-1 市保健福祉センター内	06-6902-6453
豊中市	中桜塚2-29-31 地域共生センター東館	06-6841-1313	摂津市	三島2-5-4 市立地域福祉活動支援センター	06-4860-6460
池田市	城南3-1-40 市保健福祉総合センター内	072-751-0421	高石市	加茂4-1-1 市役所庁舎別館1階	072-248-2667
吹田市	出口町19-2 市立総合福祉会館内	06-6339-1205	藤井寺市	北岡1-2-8 市立福祉会館 ふれあいセンター	072-938-8220
泉大津市	東雲町9-15 市立総合福祉センター内	0725-23-1393	東大阪市	高井田元町1-2-13 市立総合福祉センター内	06-6789-7201
高槻市	城西町4-6	072-674-7496	泉南市	樽井1-8-47 総合福祉センター内	072-482-1027
貝塚市	畠中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	四條畷市	北出町3-1	072-878-1210
守口市	京阪本通2-5-5 市役所内7階	06-6992-2715	交野市	天野が原町5-5-1 市立保健福祉総合センター内	072-895-1185
枚方市	新町2-1-35 市総合福祉会館アルひらかた内	072-807-3017	大阪狭山市	今熊1-85 福祉センター内	072-367-1761
茨木市	駅前4-7-55 市福祉文化会館内	072-627-0033	阪南市	尾崎町1-18-15 地域交流会館内	072-447-5301
八尾市	本町2-4-10 社会福祉会館内	072-924-3761	島本町	桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417
泉佐野市	中庄1102市社会福祉センター	072-464-2977	豊能町	東ときわ台1-2-6 保健福祉センター内	072-738-5370
富田林市	宮甲田町9-9 総合福祉会館内	0721-25-8200	能勢町	宿野114 町立ふれあいセンター内	072-734-0770
寝屋川市	池田西町24-5 池の里市民交流センター内	072-812-2040	忠岡町	忠岡南1-9-15 総合福祉センター内	0725-31-1666
河内長野市	喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4F	0721-65-0133	熊取町	野田1-1-8 ふれあいセンター内	072-452-6001
松原市	阿保1-1-1 市役所東別館内	072-333-0294	田尻町	嘉祥寺883-1 たじりふれ愛センター内	072-466-5015
大東市	新町13-13 市立総合福祉センター内	072-874-1082	岬町	深日3238-24	072-492-0633
和泉市	府中町4-20-4 総合福祉会館内	0725-43-7513	太子町	大字春日963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311
箕面市	船場西1-11-35 市総合保健福祉センター	072-727-9515	河南町	大字白木1359-6 河南町役場内	0721-93-6299
			千早赤阪村	大字二河原邊8-1	0721-72-0294

大阪市内（各区社会福祉協議会 生活福祉資金窓口）

	所 在	電話番号		所 在	電話番号
北 区	大阪市北区扇町 2-1-27 大阪市北区役所 3階 30 番	06-6809-2814	東住吉区	大阪市東住吉区東田辺 1-13-4 東住吉区役所 3階 32 番	06-6622-9075
都島区	大阪市都島区都島本通 3-12-31	06-6929-9500	平野区	大阪市平野区平野東 2-1-30	06-6777-7085
福島区	大阪市福島区海老江 6-2-22	06-6454-0531 06-6454-6330	西成区	大阪市西成区岸里 1-5-20 西成区合同庁舎 8階	06-6656-0080
此花区	大阪市此花区伝法 3-2-27	06-6462-1224			
中央区	大阪市中央区上本町西 2-5-25	06-6763-8139			
西 区	大阪市西区新町 4-5-14 西区役所合同庁舎 6階	06-6539-8075			
港 区	大阪市港区弁天 2-15-1	06-6575-1212			
大正区	大阪市大正区千島 2-7-95 大正区役所 1階 11 番	06-6555-5760			
天王寺区	大阪市天王寺区六万体町 5-26	06-6774-3377			
浪速区	大阪市浪速区難波中 3-8-8	06-6636-6027			
西淀川区	大阪市西淀川区千舟 2-7-7	06-6478-2941			
淀川区	大阪市淀川区三国本町 2-14-3	06-6394-2900			
東淀川区	大阪市東淀川区菅原 4-4-37	06-6370-1630			
東成区	大阪市東成区大今里南 3-11-2	06-6977-7090			
生野区	大阪市生野区勝山北 3-13-20	06-6712-3101			
旭区	大阪市旭区高殿 6-16-1	06-6957-2200			
城東区	大阪市城東区中央 2-11-16	06-6936-1151			
鶴見区	大阪市鶴見区横堤 5-4-19 鶴見区役所 3階 33 番	06-6913-7030			
阿倍野区	大阪市阿倍野区帝塚山 1-3-8	06-6628-1212			
住之江区	大阪市住之江区御崎 4-6-10	06-6686-2311			
住吉区	大阪市住吉区南住吉 3-15-55 住吉区役所 4階 43 番	06-6615-8172			

【担当課】福祉部地域福祉推進室 地域福祉課

子育て支援

預かり保育事業の実施

大阪府内の私立幼稚園において、共働き世帯も含め長時間でも安心して子どもを預けられるよう、保育所並みの長時間開園や夏休み・休日保育などの預かり保育を実施しています。

＜実施園＞

151園（大阪府内私立幼稚園160園中・令和5年度実績）

（実施園については、下記担当課（TEL 06-6210-9273）までお問合せください。）

＜実施内容＞（実施時間や利用料金など）

各園によって異なります。詳細は実施園にお問合せください。

【担当課】教育庁 私学課

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラーサービス

大阪府内の私立幼稚園等において、地域の保護者等を対象に、臨床心理士等（キンダーカウンセラー）が、子育ての悩み等について相談に応じます。

＜対象者＞

地域の子育て世帯（在園児の保護者以外も含む）及び教職員

＜実施園＞

124園（大阪府内私立幼稚園等246園中・令和5年度実績）

（実施園については、下記担当課（TEL 06-6210-9273）までお問合せください。）

＜実施内容＞（実施頻度、予約の方法、料金の有無など）

各園によって異なります。詳細は実施園にお問合せください。

【担当課】教育庁 私学課

母子家庭等ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦の方が、修学や就職活動など自立促進に必要な事由や、ケガ・病気などの事由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に、有料（生活保護世帯等の方は無料）で、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助、子育て支援を行います。

＜事業内容＞

派遣対象	ひとり親家庭、寡婦 ※利用には、事前の登録が必要。
費用等	世帯の所得により、1割又は2割の自己負担金が必要 (ただし生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の方は無料)
利用可能事例	・ひとり親家庭の親や児童、同居している祖父母の一時的なケガや病気 ・ひとり親家庭の親の自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など） ・社会的事由（冠婚葬祭、看護、残業、親の出張、子の学校等の公的行事への参加など） ・その他一時的に援助を必要とする状況になった時

* 大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市については、各市において別途実施

＜問い合わせ先＞ 大阪府立母子・父子福祉センター

大阪市東成区中道1-3-59 2F TEL 06-6748-0263

（利用申込み受付は、月～土（利用申込み受付は、月～土曜日の10時～16時）

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課